

「内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に関するアンケート」要約

1. はじめに

我が国における最初の国立公園として指定された香川県小豆島の寒霞溪の麓で、香川県は内海ダム再開発事業を進めている。この事業は既存の内海ダム（総貯水量 約 15 万 m³）が老朽化して危険ということでその改修を目的とされた事業であるが、治水・利水両面での必要貯留容量がかさみ、総貯水量は約 100 万 m³ と 7.5 倍になっている。

この事業に対して、ダム予定地地権者を中心とした住民たちが、名勝・寒霞溪の自然と景観を破壊すること、ダム堰堤直下に居住地があり日常的な圧迫感と緊急時のダム災害の恐怖感にさいなまれること、治水・利水両面での必要性がないこと、などを理由に事業の見直しを香川県に訴え続けている。香川県は「既に十分に説明をしてきている」「80%を越える住民の了解を得ている」「質問には香川県のホームページで答えている」等として話合いに応じることなく、土地収用法を適用して反対地権者の地権を 2010 年 11 月 22 日を明渡期限として収用した。

このような状況で内海ダム再開発事業は進行している。「地域住民の自治的管理が地域環境の持続性を保証する」という視点に立って、この事業内容、進行過程、土地収用法の適用、反対派地権者たちの主張、内海ダム再開発事業の優先度、これらが小豆島町民にどのように捉えているのかをアンケート調査した。

2. アンケート調査の手法

1) アンケート実施期間

2011 年 1 月 31 日、小豆島町内海郵便局と池田郵便局から発送。

2011 年 3 月 15 日までの投函分を以って、終了とした。

2) 対象

香川県小豆郡小豆島町 町民

3) アンケート依頼先決定方法と送付方法等

小豆島町別当川沿いの神懸通地区・草壁本町地区は全戸調査、そのほかの地区は 1/10 抽出調査とし、郵送調査方式を採用した。

依頼文とともにアンケート用紙（両面印刷 A 4 一枚）をホッチキス止めし、料金着払いの返信用封筒と共に封筒に入れて発送した。

4) アンケート回答方式

設問ごとに選択肢を選択、もしくは意見等を書き込む方式とした。選択設問は 1 択と複数択がある。

回答を記入したアンケート用紙を料金着払いの返信用封筒に入れての郵送を対象者に依頼した。

5) アンケート回答状況

受取り拒否 1 通、本人死亡の通知 1 通、不在 38 通、本人死去 1 通、全回答数 361 通。

3. アンケート回答の解析

1) 回答率と信頼度

全町内平均回答率は 30.9% で、郵送法としては満足のいく回答率であった。事業地に近いほど回答率が高かったことは、小豆島におけるこの事業への関心度の分布を表すと考える。信頼度の指標となる誤差は 5.2% である。

2) 内海ダム再開発事業に対する小豆島町民の支持度

「内海ダム再開発事業が旧内海町町民の 80% の賛同を得ている」という香川県の解釈が過半の町民は「正しくない」としている。土地収用法の適用についても過半の町民が「香川県は考え直す

方がよい」としている。「現在の内海ダムへの対応」としての選択率は 13.0%で「取り払うのが良い」より低く、「小豆島町民にとっての優先課題」としては実質上最下位」など、小豆島町民内の「内海ダム再開発事業の支持度」は低い。

3) 反対派地権者たちの「異論」に対する町民の捉えかた

反対派地権者たちの異論が町民にどの程度共有されているのかを見た。各項目とも、「1 そう思う」の選択が最も多かった。まとめの表を下に示す。

反対派地権者の異論はそのテーマにもよるが、「1 そう思う」(同意)の回答率の平均値が 59.0%

で約 6 割の同意を得ていること、一方、「3 そうは思わない」(非同意)の平均値が 13.9%

と 2 割にも満たないことから、反対派地権者の異論は小豆島町民の認識からはずれたものではなく、むしろ、町民に共通した認識といえる。

反対派地権者が提起している異論の町民間の共有度

	自然・ 観光資源 喪失	災害誘 発	新ダム ではS51災 害を防げな い	洪水対策 ではなく土 石流対策	吉田ダム 完成後、水 不足なし。	漏水修 理優先	高潮対 策にはな らない。	全体
	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思 う	平均
回答数	205	188	190	206	238	261	203	59.0%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	56.8%	52.1%	52.6%	57.1%	65.9%	72.3%	56.2%	
	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	3 そうは 思わない	平均
回答数	86	63	42	45	55	32	29	13.9%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	23.8%	17.5%	11.6%	12.5%	15.2%	8.9%	8.0%	

4) 小豆島町民が求めているもの

内海ダム再開発事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは到底言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言える。

補助金交付を中止して事業を凍結して見直し、もしくは事業中止に至ったとしても、小豆島町民からの事業支持度がこんなにも低いのでは「期待権」侵害による訴追などは想定できない。前原誠司氏が国土交通大臣として重視した「期待権」侵害とは誰の「期待権」をいうのであろうか。

5) 「内海ダム再開発事業に土地収用法適用」に対する町民意識の解析

「内海ダム再開発事業に土地収用法適用」に対する町民意識は「1 - 4 : H11 年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い 80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？」の評価と密接な関係を持っている。ちなみに、この設問で「考え直すほうが良い」を選択している「神懸通り」住民は「1 - 4」で「正しいと思う」を選択していない。

「内海ダム再開発事業に土地収用法適用」に対する町民意識は内海ダム再開発事業現地に近いほど「県は考え直すほうが良い」が高く、「やむを得ない」が少ない。遠く離れるに連れて、「やむを得ない」が増加し、最も離れている「旧池田町」では「やむを得ない」が「県は考え直すほうが良い」を上回っている。

狭い一つの自治体の中で、これほどの違いが生じているのは、この内海ダム再開発事業が町民全体に共通した問題として認識されていないことにあるのではないかと。現在の小豆島町は 2006 年 3 月 21 日に内海町と池田町が合併してできた町であり、建設事業に採択した 2002 年度当時は内海町と池田町は別個の町であったことも同事業に対する認識の違いの大きな要因と考えられる。

もうひとつは、「H11 年(1999 年)に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」の評価が

「土地収用法適用」の評価と密接に関係していることである。この署名集めが旧内海町を2分してしまったと見られる。

6) アンケート解析まとめ

全町内平均回答率は30.9%で郵送法としては満足のいく回答率であった。事業地に近いほど回答率が高かったことは、小豆島におけるこの事業への関心度の分布を表すと考える。信頼度を示す誤差は5.2%である。

「内海ダム再開発事業が旧内海町町民の80%の賛同を得ている」という香川県の解釈が過半の町民に「正しくない」とされ、土地収用法の適用についても過半の町民が「香川県は考え直す方がよい」とし、「現在の内海ダム対応」としての選択率は13.0%で「取り払うのが良い」より低く、「小豆島町民にとっての優先課題」としては実質上最下位。小豆島町民内の「内海ダム再開発事業の支持度」は低い。

反対派地権者の異論はそのテーマにもよるが、「1 そう思う」(同意)の回答率の平均値が59.0%で約6割の町民の同意を得ていること、一方、「3 そうは思わない」(非同意)の平均値が13.9%

と2割にも満たないことから、反対派地権者の異論は小豆島町民の認識からはずれたものではなく、むしろ、町民に共通した認識といえる。

内海ダム再開発事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは到底言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言える。

「内海ダム再開発事業に土地収用法適用」に対する町民意識は「1 - 4 : H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?」の評価と密接な関係を持っている。ちなみに、「2 - 3」で「考え直すほうが良い」を選択し、「1 - 4」で「正しいと思う」を選択している「神懸通り」住民はひとりもいない。

「H11年(1999年)に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」の評価が「土地収用法適用」の評価と密接に関係している。この署名集めが旧内海町を2分してしまったと見られる。

4. H11年(1999年)に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」についての考察

ダム推進署名が行なわれたのは正しくはH13年(2001年)とH15年(2003年)であり、H11年(1999年)は間違いである。回答はこれらの署名運動をあわせた答えととらえる。

H13年(2001年)の署名運動は内海ダム再開発事業地元対策協議会によるもので、別当川流域住民に条件付協定書締結の批准を求めることを目的としていた。H15年(2003年)の署名は内海ダム再開発事業促進実行委員会によるもので、反対派の意見に左右されることなく事業の推進を香川県に要請することを目的にしていた。

内海ダム再開発事業に公共性・公益性・緊急性があると判断するにはそれに足りる証拠が必要である。「住民からの要望」を示すものとして、H13年(2001年)とH15年(2003年)に旧内海町内でおこなわれた署名集めがその役割を果たしている。

しかし、これらの署名に対しては、過半(51.5%)の町民が「内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得た」としていることを「正しいとは思わない」と否定している。

平成13年(2001年)に行なわれた署名運動は条件付協定書締結の批准を目的にしたものであるから、単に事業推進の署名と位置づけることは間違いである。また、条件付協定書に盛り込まれている条件が後日満足されたとする文書も存在していない。このような状況から、「本事業は、こうした地元の大方の賛同を得て推進しています」とは到底いえない。

H15年(2003年)に行なった署名運動は、何が何でも「賛成署名80%達成」が目標とされていた。日常生活の場である地区自治会を使って18歳以上の住民一人ひとりから「賛成署名」をとる、「賛成」を取っていない人には「賛成」を取れるまで迫る、という基本的な人権侵害の疑いのある署名運動であった。このような署名運動の結果は信頼にたるものではない。

5. 土地収用法を適用できたもう一つの理由

この事業と土地収用法適用には過半の町民が支持を与えていないことがこのアンケート調査で判明している。それにもかかわらず香川県が土地収用法を適用することができた理由の一つは前の章で記した「賛成署名」運動が行なわれ、「事業推進に8割の町民が賛同している」としたことにある。しかし、それだけではなく、平成16・17年になると、「反対派の存在が事業推進を遅らせるのではないか」「反対派はごく一部に過ぎない」「一日も早く事業の完成を」という要請が推進派団体から香川県に矢継ぎ早に提出されていたのである。

事業推進を求めた団体一覧表 (旧内海町との協定書を含む)		
団体名	提出年月日(書類記載のまま)	行動内容
小豆島醤油協同組合 小豆島調理食品工業協同組合	平成14年11月	建設促進要望書提出
内海ダム再開発事業地元対策協議会 立会人:内海ダム再開発建設促進期成会 顧問・会長 内海町議会 議長 神懸通自治会 総代	平成15年1月31日	内海町と協定書締結
小豆島東部地区労働組合会議 連合香川小豆地域協議会 小豆島西部地区労働組合協議会	平成15年3月17日	建設促進要望書提出
小豆島東部地区労働組合会議	平成15年5月22日	建設促進署名提出
小豆島うちのみ商工会	平成15年7月8日	内海ダム再開発事業の早期完成を求める要望書提出
内海ダム再開発事業地権者会 内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海町自治連合会	平成16年12月9日	別当川総合開発事業(内海ダム再開発)の今後の事業推進方針に関する香川県知事への公開質問書提出
内海町自治連合会	平成17年6月2日	早期工事着手を願う申し入れ提出
内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海ダム再開発事業地権者会 神懸通自治会(別当川上流地区) 草壁本町自治会(別当川下流地区)	平成17年6月2日	早期工事着手を求める要望書提出
内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海ダム再開発事業地権者会 小豆島町自治連合会 神懸通自治会(別当川上流地区) 草壁本町自治会(別当川下流地区)	平成19年11月26日	早期本体工事着手を要望
内海ダム再開発建設促進期成会	平成19年11月26日	本体早期着手を要望
内海町議会議長 内海ダム特別委員会委員長	平成17年6月29日	工事早期着手を要望
内海ダム再開発建設促進期成会	平成19年7月	平成20年(2008年)度事業予算の重点配分を要請

内海ダム再開発事業の工程は下記のように進んでいる。

- 平成14年(2002年)は国交省が建設事業に採択
- 平成15年(2003年)は旧内海町と基本協定の締結
- 平成17年(2005年)は補償基準受結、用地買収に着手
- 平成20年(2008年)は土地収用法に基づく事業認定申請

上の表から、事業工程の節目毎に推進団体から要請が提出されていることが分かる。

6. まとめ

アンケート回答分析

反対派地権者の異論は小豆島町民の過半数に共有されている認識である。そればかりか、町民は民生施策の充実を優先課題とし、内海ダム再開発事業を緊急に必要としている町民は1割程度しかいない。

内海ダム再開発事業の必要性は本の一部の人しか認めていない。事業推進の手法にしても「80%の合意」を得たとする署名に対して町民の強い批判があるばかりか、「80%の合意」を得たとする解釈を支持している回答22.7%にすぎない。土地収用法適用に対しても大半の町民は批判している。

しかしながら、その認識は町・県の内海ダム再開発事業に表だって「反対」をとなえることなく、沈黙を貫くという複雑な構造になっている。

「反対」を唱えることができない状況にしたのは、日常生活の場を利用した「賛成署名80%達成」を目標にした署名運動であり、推進派団体からの「土地収用法適用」要請の繰り返しであった。それはダム反対派を「孤立扱い」することでもあった。このようにして「町ぐるみの事業推進」が作り出されている。それはまさに「ダム反対=村八分」を町民に想起させるに足りうるものであり、町民は声を出すこともできずにいたとも考えられる。今回のアンケートにとりわけ神懸通り世帯の35.5%が回答を寄せていること、全体としてダム事業そのものと県・町のやり方に疑問を呈する回答が過半数を超えていることは、このアンケートが「無記名ならば、本音を出せる」という安心感から、期せずして、住民の意思表示の場として機能したものと思われる。

このような実態からなる内海ダム再開発事業の公益性・公共性は受益予定者一人一人の意思とはまったくかけ離れたところで作られたものであり、土地収用法が私権を厳しく制限して確保しようとしている公益性・公共性に値しないのはいうまでもない。

アンケートでは町民の多くは小豆島のあり方として大企業の誘致ではなく、自然を観光資源とした町おこしを「よし」としていることは、小豆島町民が自分の住んでいるところへの愛着を示している。

小豆島町は内海ダム再開発事業が実は町民に支持されていないことを十分に認識し、民生施策の充実を優先的に図るとともに、優れた町内の自然を観光資源として活用する施策を施すことに、町政の方向を変えることが町民の想いに沿うことである。

このアンケート調査を行った結果として、以下の疑問がわく。

このダム事業が事業化されて10年しか経過していない。過半の町民はこの事業の必要性を認めていない。それなのにもう既に土地収用法が適用され、ダム本体工事が進んでいる。異様な事態である。なぜ、この事業がこのような強権的かつ性急な進み方をしているのか、という疑問である。今後さらにこの問題を掘り下げていきたい。

最後に、このアンケート調査に協力いただいた小豆島町の町民の皆さんに厚く謝意を示す。

内海ダム再開発事業に関するアンケート調査報告（中間）

国立大学法人 室蘭工業大学大学院公共システム工学専攻
教授 丸山 博

内海ダム再開発事業に関するアンケート調査報告（中間）	1
1. はじめに	1
2. アンケート調査の手法	2
2.1 アンケート実施期間	2
2.2 アンケート対象	2
2.3 アンケート依頼先決定方法と送付方法等	2
2.4 アンケート回答方式	3
2.5 アンケート回答状況	3
3. アンケート回答の解析	3
3.1 回答率と信頼度	3
3.2 内海ダム再開発事業に対する小豆島町民の支持度	3
3.3 反対派地権者たちの「異論」に対する町民の捉えかた	6
3.4 小豆島町民が求めているもの	9
3.5 「内海ダム再開発事業への土地収用法の適用」に対する町民意識の解析	10
3.6 アンケート解析のまとめ	12
4. 「H11(1999)年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」についての考察	13
4.1 署名運動に至る経過	13
4.2 署名運動の目的	14
4.3 署名集約結果の活用	15
4.4 署名の有効性	16
5. 土地収用法を適用できたもう一つの理由	17
6. まとめ	19
○ アンケートの手法	19
○ アンケート回答分析	19

1. はじめに

わが国最初の国立公園として指定された小豆島の寒霞溪の麓で内海ダム再開発事業が香川県の手によって進められている。この事業は新内海ダム建設事業とも呼ばれ、既存の内海ダム（総貯水量 約 15 万 m^3 ）が老朽化して危険という理由から、その改修を目的としてはじめられた事業である。しかし、その後、治水・利水両面での必要貯留容量が増やされ、現在予定されている総貯水量は内海ダムの 7.5 倍の約 100 万 m^3 となっている。

この事業に対し、ダム予定地の地権者を中心とした住民たちが、次の三つの理由から事業の見直しを香川県に求めている。①名勝・寒霞溪の自然と景観を破壊すること、②ダム堰堤直下に居住地があり日常的な圧迫感と緊急時のダム災害の恐怖感にさいなまれること、③治水・利水両面でその必要性がないこと。香川県はしかし、「既に十分に説明をしてきている」「80%を越える住民の了解を得ている」「質問には香川県のホームページで答えている」等として話合いに応じることなく、土地収用法を適用し、2010年11月22日を明渡し期限として反対地権者の土地の収用を強行した（別添資料「小豆島町民の皆様へ 私たちが内海ダム再開発事業に反対しているワケを聞いていただけないでしょうか。」「内海ダム再開発事業経過 概略」）。

反対派地権者たちは法的措置として、①国土交通大臣に対する2件の審査請求（いずれも判断がなされていない）、②2件の住民監査請求（香川県知事に対する住民監査請求、小豆島町長に対する住民監査請求。却下決定）、③事業認定処分取消請求訴訟（高松地裁にて現在進行中）、執行停止申立（高松地裁却下決定を経て現在最高裁に上告中）、④香川県知事に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟（高松地裁にて現在進行中）、小豆島町長に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟（高松地裁にて現在進行中）、所有権保存登記抹消登記手続請求（高松地裁にて現在進行中）をとり、その不当性を訴えている（別添資料「訴訟手続等に関する経過」）

内海ダム再開発事業認定告示は2009年2月になされていることから、その責任は前政権にあるが、現在高松地方裁判所で係属中である事業認定取消し訴訟に対する対応は現政権のもとで行なわれている。したがって、国交省は現政権の「コンクリートから人へ」の方針を踏まえて事業認定処分見直しを行なうことは当然であると思われるが、訴訟の進行を見る限りその姿勢は示されていない。「コンクリートから人へ」は大きなインパクトをもって受け止められたが、国民との契約である以上、うやむやにされることがあってはならない。こうして内海ダム再開発事業は数々の問題を抱えながら進行しているのだが、そもそも、その公共性は一体どこにあるのだろうか。いうまでもないが、国や県の公共事業だからといって自動的に公共性があるわけではない。

わが国の環境研究の先駆者宮本憲一は1970年代の大阪空港公害裁判において以下の四つの内容からなる公共施設の公共性論を提出した（『日本社会の可能性』2000: 71-72）。①公共施設がその存立する社会の生産や生活の一般的条件を保障し、②すべての国民に平等に安易に利用されること、③その建設・管理にあたって、周辺住民の基本的な人権や自然環境・アメニティなどのコミュニティの一体性を侵害せず、できるかぎりその福祉と環境を改善することを条件とし、④その設置・改良の可否については、住民の同意をうる民主主義的手続が保障されていることである。宮本は、その後、環境破壊型の公共事業の転換を求め、上記の四つの内容を公共施設に限定せず、公共事業・サービスの公共性の原則とした。宮本はまた、「これまでの公害論はヒューマニズムにもとづいており、公共性の価値尺度は国民の基本的な人権を中心に構成してきた。しかし、いまや地球規模の人権となり、その権利も現在の市民だけでなく、将来の世代にもおよぶ理論構成がもとめられる。さらにいえば、ヒューマニズムをこえて、生物多様性の保全になると、アマミノクロウサギ裁判のように生物の生存権も公共性の対象にいれざるをえない」（同上書 82-83）として、「今後の公共性は国民の基本的な人権を軸にしながらも、維持可能な社会の保全が尺度となるであろう」（同上書 83）とのべている。このようなことを踏まえ、内海ダム再開発事業については、事業内容、進行過程、土地収用法の適用、反対派地権者たちの主張のみならず、地域政策の優先度などについても、小豆島町民がどのように捉えているのかをアンケート調査した。民主主義の原点は地方自治にあり、地方自治の本旨とは何よりもまず「住民の意思に基づき、住民のために行われる住民自治」にある（『日本の地方自治その歴史と未来』2005: 9-10）からだ。アンケートの結果を以下に報告するとともに、これまでに至ったうえで公共性にかかわって重要と思われるダム推進の署名集めについても考察を加えたい。

2. アンケート調査の手法

2.1 アンケート実施期間

2011年1月31日、小豆島町内海郵便局と池田郵便局から発送。

2011年3月15日までの投函分を以って終了とした。

2.2 アンケート対象

香川県小豆郡小豆島町 町民

2.3 アンケート依頼先決定方法と送付方法等

小豆島町別当川沿いの神懸通地区・草壁本町地区は全戸調査、そのほかの地区は1/10抽出調査とし、郵送調査方式を採用した。具体的には、株式会社 仙台食器厨房 データソリューション事業部発行の「電話帳CSVデータ - 市区郡版 - 香川県小豆郡」に記載の小豆島町個人電話帳から、「草壁本町」と「神懸

通り」は全戸（691戸）を抽出、そのほかは10戸おきに479戸を抽出して郵送した。総送付戸数は1170戸。「電話帳CSVデータ - 市区郡版 - 香川県小豆郡」に記載の小豆島町個人電話件数は5463件であるので、平均抽出割合は21.4%である。その際、依頼文とともにアンケート用紙（両面印刷A4一枚）をホッチキス止めし、料金着払いの返信用封筒と共に封筒に入れて、郵便区内特別郵便として、内海郵便局、池田郵便局から発送した。なお、アンケート対象者に送付した「アンケート依頼文とアンケート用紙」は別添する。

2.4 アンケート回答方式

設問ごとに選択肢を選択、もしくは意見等を書き込む方式とした。選択設問は1択と複数択がある。回答を記入したアンケート用紙を料金着払いの返信用封筒に入れての郵送を対象者に依頼した。

2.5 アンケート回答状況

受取り拒否1通、本人死亡の通知1通、不在38通、本人死去1通、全回答数361通。各地区別のアンケート配布状況と回答状況をまとめると下表の通り。「無記入」とは回答用紙の居住地区選択肢の選択がされていないことを意味する。なお、アンケート用紙は両面印刷のA4一枚からなるが、アンケート依頼文を前面にホッチキス止めしたので、アンケート用紙1面のみ記入なしが16枚、2面のみ記入なしが17枚あった。

3. アンケート回答の解析

3.1 回答率と信頼度

	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他	無記入	合計
回答数	111	108	37	80	25	361
全回答数	313	378	169	310	1170	1170
回答率	35.5%	28.6%	21.9%	25.8%	2.1%	30.9%
備考	全戸配布	全戸配布	1/10抽出配布	1/10抽出配布		21.4%抽出配布

内海ダム再開発事業による利水・治水の受益予定者であり、弊害もまた直接こうむる新内海ダム下流域住民が居住している神懸通り地区と草壁本町地区には全戸配布した。回答率は神懸通り地区が35.5%と他の地区に比べて最も高く、別当川下流ぞいの草壁本町が28.6%と続き、内海ダム再開発事業現地に近い住民ほど関心をもっていることがわかる。また、「その他」が旧池田町より回答率が高いのは、「その他」の中には「神懸通り」「草壁本町」と隣接し、かつ、H51（1976）洪水災害や高潮災害を受けている地区が含まれていることによると考えられる。

寄せられた回答には「意見」の書き込みが多く、意見書き込みのあるアンケート用紙101枚、書き込み述べ数は311件に達している。「これまでに意見を口に出すことができなかった。このアンケート調査は自分の意見を示すよい機会であった」という書き込みもあった。なお、信頼度の評価となる誤差は平方根 $((1.96^2 * 0.5^2) / 361) = 5.2\%$ であり、目安となる5%をわずかに超えている。

（小括）

全町内平均回答率は30.9%で、郵送法としては満足のいく回答率であった。事業地に近いほど回答率が高かったことは、小豆島におけるこの事業への関心度の分布を表すと考える。信頼度の指標となる誤差は5.2%である。

3.2 内海ダム再開発事業に対する小豆島町民の支持度

設問1において、内海ダム再開発事業が進行していることを「知っている」と答えた人の割合は93.6%と非常に高い。「知らない」は1.1%、無回答は5.3%

	1：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）が進んでいることをご存知ですか？	
	1 知っている	2 知らない
回答数	338	4
全回答数	361	361
回答率	93.6%	1.1%

である。

設問 1-2 においては、内海ダム再開発事業のことを知りはじめたのは同事業計画が明らかにされた H10 年と H15 年頃の合計が 72.3%と、事業計画当初から知られていたことがわかる。

1-2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)が計画・実施されていることをはじめてお知りになったのはいつごろですか?				
	1 H10年ごろ	2 H15年ごろ	3 H20年ごろ	4 つい最近
回答数	133	128	58	16
全回答数	361	361	361	361
回答率	36.8%	35.5%	16.1%	4.4%

「H10 年ごろ」、「H15 年ごろ」、「H20 年ごろ」、「つい最近」という各時点を代表する状況はおよそ以下のとおりである。

- ・「H10 年ごろ」：前年に実施計画調査事業に採択され、内海ダム再開発事業が話題になりはじめた。
- ・「H15 年ごろ」：内海ダム再開発事業地元対策協議会が旧内海町と協定を締結した。
- ・「H20 年ごろ」：香川県が四国地方整備局に土地収用法に基づく事業認定申請を行った。
- ・「つい最近」：明渡し期日を H22 年 11 月 22 日とした収用裁決が 7 月 20 日下された。

設問 1-3 媒体については、「町や県の広報」が一番多くて 40.2%、次いで「反対派のチラシなど」が 23.3%、「新聞・テレビなど」は 12.5%と意外に低い。ちなみに小豆島内を対象とした新聞や放送局は存在しない。「選挙のときの訴え」が 5.8%と少ないことは、この事業が選挙の争点になったことは殆どなかったことと推測される。

1-3: 何によってお知りになりましたか?							
	ア 新聞・テレビ	イ 町や県の広報	ウ 選挙のときの訴え	エ 反対派のチラシなど	オ 知人	カ その他	その他の内容もしくは意見
回答数	45	145	21	84	83	17	19
全回答数	361	361	361	361	361	361	361
回答率	12.5%	40.2%	5.8%	23.3%	23.0%	4.7%	5.3%

設問 1-4 「H11 年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い 80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?」という問いに対しては、「正しいと思わない」との答が

51.5%と最も高く、「正しいと思う」22.7%の2倍を超えている。「分からない」との答えは 19.9%であった。この設問に対しては、署名の不当性を強く訴える意見書き込みが 7 件あった。したがって、「同事業が 80%の地元住民に受け入れられている」とはいえない。

1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?				
	1 正しいとは思わない	2 分からない	3 正しいと思う	意見
回答数	186	72	82	144
全回答数	361	361	361	361
回答率	51.5%	19.9%	22.7%	39.9%

なお、設問に H11 年とあるが、これは間違いで、推進署名が行なわれたのは H15 年(2003 年)である。

設問 2 は政権交代後の「コンクリ

2:内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?			
	1 知っている	2 知らない	意見
回答数	316	27	141
全回答数	361	361	361
回答率	87.5%	7.5%	39.1%

ートから人へ」という河川行政の方向転換に伴う、内閣関係者の発言の周知度をたずねた。「知っている」は87.5%と高い関心があることが示されている。意見書き込み件数は4件で、支持する意見が2件、批判的意見が2件と、二分されている。

設問3では、土地収用法が適用されたことを「知っている」は84.8%で、「知らない」の9.7%をはるかにしのいでいる。土地収用法の適用は小豆島町民によく知られているといえる。

3：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って（土地収用法の適用）事業をすすめていることをご存知でしたか？			
	1 知っている	2 知らない	意見
回答数	306	35	138
全回答数	361	361	361
回答率	84.8%	9.7%	38.2%

設問3-2「香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか？」に対しては、「香川県は考え直す方がよい」が50.7%、「分からない」が7.8%、「やむを得ない」が25.2%であった。意見書き込みは21件であった。その内訳は、土地収用法適用批判が13件、肯定が8件であった。土地収用法適用に対する批判が50.7%と是認の2.0倍に達していることは、香川県の強権的な手法に対する批判が強いことを示すものである。しかし、「やむを得ない」が25.2%という数値は、決して低い値ではない。「事業がここまで進んでしまっているから」という現状追随（あきらめ）なのか、それとも権力に迎合しやすいという風土からなのか、あるいはそれだけ事業の必要性が高いと評価されているのか、それ以外に重要な要因が隠されているのか、検討課題としておさえておく。

3-2：香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか？					
	1 香川県は考え直す方がよい	2 分からない	3 やむを得ない	4 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	183	28	91	14	21
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	50.7%	7.8%	25.2%	3.9%	5.8%

設問4の⑨では「現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。」というダム事業に関する異論に対し、「新内海ダムがよい」は13.0%しか選択されていない上に「取り払うのが良い」19.1%より6ポイントも低い。

⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。							
	1 そう思う	2 今のままでよい	3 取り払うのが良い	4 新内海ダムがよい	5 分からない	6 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	157	27	69	47	41	12	21
全回答数	361	361	361	361	361	361	361
回答率	43.5%	7.5%	19.1%	13.0%	11.4%	3.3%	5.8%

また、設問5「小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。」において「やはり新内海ダム」の選択率は10.2%と9選択肢のうちで下位から2番目の8位、実質最下位であった（回答率としての最下位は「その他」）。これらの回答から、内海ダム再開発事業は小豆島町民にとっての優先課題からは遠くはずれていることがわかる。

	5:小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に を付けてください。いくつでも結構です。									
	1医療・高齢者対策等の福祉政策	2陸・海上交通の便の向上と料金値下げ	3雇用	4大企業の誘致	5教育	6高潮対策	7観光小豆島にとって大切な自然環境保全	8やはり新内海ダム	9その他	その他の内容もしくは意見
回答数	258	231	158	44	98	138	172	37	18	27
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	71.5%	64.0%	43.8%	12.2%	27.1%	38.2%	47.6%	10.2%	5.0%	7.5%

(小括)

「内海ダム再開発事業が旧内海町町民の80%の賛同を得ている」という香川県の解釈が過半の町民に「正しくない」とされ、土地収用法の適用についても過半の町民が「香川県は考え直す方がよい」とし、「現在の内海ダム対応」としての選択率は「取り払うのが良い」より低く、「小豆島町民にとっての優先課題」としては実質上最下位」など、小豆島町民内の「内海ダム再開発事業の支持度」はきわめて低いといえる。

3.3 反対派地権者たちの「異論」に対する町民の捉えかた

設問4は反対派地権者たちの主な「異論」9点を以下の①～⑨にまとめ、それぞれに対する町民の受取り方をたずねたものである。

	このダム計画が寒霞渓の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。				
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	205	47	86	4	17
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	56.8%	13.0%	23.8%	1.1%	4.7%

「そう思う」の回答率が56.8%と過半数を超え、「そうは思わない」の2.4倍である。「観光資源の喪失をきたす」という反対派地権者の危機感は過半の町民に共有されている。

意見の書き込みは17件で、自然破壊を食い止めたいとする趣旨が4件、自然保護よりもダム建設優先とする趣旨が8件、そのほか、自然保護論議の以前にダム不要、何十年か経てから分かる、などの意見もあった。

	ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。				
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	188	89	63	0	11
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	52.1%	24.7%	17.5%	0.0%	3.0%

「そう思う」の回答率が52.1%と「そうは思わない」の3.0倍で、「地盤崩壊・流出などの災害が心配」という反対派地権者の危機感は大半の町民に共有されている。

意見は11件で、心配するものが7件、心配ないとするものが3件あった。

「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としてありますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。					
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容 もしくは 意見
回答数	190	98	42	13	23
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	52.6%	27.1%	11.6%	3.6%	6.4%

「そう思う」の回答率が52.6%と過半数を超え、「そうは思わない」の4.5倍であった。意見の書き込みは23件と多く、その内訳は、同意を示すもの8件、不同意を示すもの8件、その他が7件であった。

この地域で必要なのはいわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。					
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容 もしくは 意見
回答数	206	74	45	11	20
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	57.1%	20.5%	12.5%	3.0%	5.5%

「そう思う」は57.1%と過半数を超え、「そうは思わない」の4.6倍である。「洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策」という反対派地権者の認識は6割近い町民に共有されている。意見は20件で、同意を示す意見は2件と少なく、不同意意見が4件、「両方必要」のほか、「利水上必要」「老朽化したので必要」など「内海ダム事業が必要」という趣旨の意見が14件であった。設問の趣旨が十分には伝わっていなかった懸念がある。

吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。					
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容 もしくは 意見
回答数	238	38	55	9	21
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	65.9%	10.5%	15.2%	2.5%	5.8%

「そう思う」は65.9%と過半数を優に超え、「そうは思わない」の4.3倍である。「吉田ダム完成後は水不足で生活に支障をきたしたことはない」とする反対派地権者の認識は6割を超える町民の共通認識である。

町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることとなります。もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。					
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容 もしくは 意見
回答数	261	35	32	9	18
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	72.3%	9.7%	8.9%	2.5%	5.0%

意見は21件で、「同意」を示すものが7件、「不安」を示すものが13件、「その他」が1件であった。不同意意見の中に「水不足はなんとしても避けたい」という意見があった。

「そう思う」は72.3%と過半数をはるかに超え、「そうは思わない」の8.2倍である。小豆島町は漏水防止対策が内海ダム再開発事業よりも優先することが町民から求められている。

意見は18件で、「同意」を示す意見は3件、「両方が必要」という意見が6件、「初めて知った」が4件、「ダム優先と思われる意見」が2件、「そのほか」が3件であった。

	⑦ ダム事業費予算額の範囲だけでも、小豆島町民一人当たり合計1万5千円（町民税：1万円＋県民税：5千円）近い負担、4人家族の場合はおよそ6万円の負担になります。						
	ア：町民一人当たりの負担額について県や町から知らされていますか？			イ：知らされている額は			
	1 はい	2 いいえ	3 分からない	1 約1万5千円	2 ゼロ円	3 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	79	212	47	28	88	15	18
全回答数	361	361	361	361	361	361	361
回答率	21.9%	58.7%	13.0%	7.8%	24.4%	4.2%	5.0%

この設問は、「実質的な町民負担はゼロ円であるかのように町民に受取られている」という風評があることから、その実態を確認するために設けた。

「県や町から知らされていない」とする回答が212で58.7%と過半数を超え、「はい」の2.7倍に達している。その一方で「知らされている額」の記入数合計が116で「ア 1 はい」79より37も多いのは、県や町以外から得た情報によるものと思われる。「知らされている額」は「ゼロ円」が88と最も多く、回答の67.2%を占めている。

アとイの関係を調べると、アで「1 はい」と答えた人(79)の11人(アンケート回答総数361のわずか3%)が「約1万5千円」と答え、64人が「ゼロ円」と答えている。「2 いいえ」と答えた人(212)の13人が「約1万5千円」と答え、23人が「ゼロ円」と答えている。

設問3-2との関係を見ると、「1 香川県は考え直す方がよい」と答えた人(183)のうち60人1が「ゼロ円」、110人が「約1万5千円」と答え、正解率は5.5%。「3 やむを得ない」と答えた人(91)の7人が「ゼロ円」、12人が「約1万5千円」と答え、正解率は13.1%。「3 やむを得ない」と答えた人の正解率は「1 香川県は考え直す方がよい」と答えた人の正解率の2.4倍である。

「県や国から約1万5千円と聞いている人」(アで「1 はい」、イで「1 約1万5千円」を選択した人)の内訳は、「1 香川県は考え直す方がよい」と答えた群(183人)では2人、「3 やむを得ない」と答えた群(91人)では6人で、この件の情報の正確さは「1 香川県は考え直す方がよい」の群は1.1%、「3 やむを得ない」の群では6.6%となり、「3 やむを得ない」の群が約6倍と高い。

「県や国から約1万5千円と聞いている人」がわずか11人に過ぎないこと、「事業費の実質町民負担額ゼロ円」と町や県が言っているように受取っている町民が多いこと、などから、正確な情報が町民に共有されていないことが示唆される。「土地収用法適用をやむを得ない」とする群のこの件に関する情報の正確さが「香川県は考え直すほうがよい」とする群の6倍と高いことも不思議なことである。

	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。				
	1 そう思う	2 分からない	3 そうは思わない	4 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	203	96	29	11	17
全回答数	361	361	361	361	361
回答率	56.2%	26.6%	8.0%	3.0%	4.7%

「高潮対策にはならない」に対して「そう思う」は 56.2%と過半数を占め、「そうは思わない」の 7.0 倍に達している。設問 5 で見られるように高潮対策を求める声は 38.2%に達していることから、高潮対策を急ぐのが本来である。高潮対策を施すことで、別当川下流域の堤防嵩上げが進み、河道の流下能力が数段増加する。高潮と洪水とが同時に重なる可能性は少なく、高潮対策は内海湾への流入河川下流域の優れた洪水対策になるから、高潮対策と整合性をもつ治水対策を採用することで町民の要求にこたえることができる。

意見は 17 件で、「高潮対策にはならない」とする意見が 6、「洪水対策と高潮対策は別」との意見が 3、「高潮対策が進んでいる」とする意見が 2、「高潮対策になる」が 1、そのほかの意見が 5 件あった。

⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。							
	1 そう思う	2 今のままでよい	3 取り払うのが良い	4 新内海ダムがよい	5 分からない	6 その他	その他の内容もしくは意見
回答数	157	27	69	47	41	12	21
全回答数	361	361	361	361	361	361	361
回答率	43.5%	7.5%	19.1%	13.0%	11.4%	3.3%	5.8%

「新内海ダムがよい」は 47 で、13.0%にすぎず、「取り払うのが良い」19.1%より 6 ポイント低い。「改修」・「今のままでよい」・「取り払うのがよい」の合計は 70.1%である。これらの回答は、内海ダム再開発事業の必要性・緊急性が町民に共有されていると示している。

意見は 21 件あった。趣旨として「同意」を示すものが 16 件、「内海ダム再開発事業推進」が 2 件、「その他」が 3 件であった。

(小括)

反対派地権者たちの異論が町民にどの程度共有されているのかを見てきた。各項目とも、「1 そう思う」の選択が最も多かった。まとめの表を下に示す。

反対派地権者が提起している異論の町民間の共有度								
	自然・観光資源喪失	災害誘発	新ダムではS51災害を避けない	洪水対策ではなく土石流対策	吉田ダム完成後、水不足なし。	漏水修理優先	高潮対策にはならない。	全体
	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	1 そう思う	平均
回答数	205	188	190	206	238	261	203	59.0%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	56.8%	52.1%	52.6%	57.1%	65.9%	72.3%	56.2%	
	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	3 そうは思わない	平均
回答数	86	63	42	45	55	32	29	13.9%
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	
回答率	23.8%	17.5%	11.6%	12.5%	15.2%	8.9%	8.0%	

反対派地権者の異論はそのテーマにもよるが、「1 そう思う」(同意)の回答率の平均値が 59.0%

で約 6 割の同意を得ていること、一方、「3 そうは思わない」(非同意)の平均値が 13.9%

と 2 割にも満たないことから、反対派地権者の異論は小豆島町民の認識からはずれたものではなく、むしろ、町民に共通した認識といえよう。

3.4 小豆島町民が求めているもの

小豆島町民が内海ダム再開発事業よりも優先して求めている施策を設問 6 として、内海ダム再開発事業を継続して完成した場合の心配事と中止した場合の心配事を設問 7 としてたずねた。

5:小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に を付けてください。いくつでも結構です。										
	1医療・高齢者対策等の福祉政策	2陸・海上交通の便の向上と料金値下げ	3雇用	4大企業の誘致	5教育	6高潮対策	7観光小豆島にとって大切な自然環境保全	8やはり新内海ダム	9その他	その他の内容もしくは意見
回答数	258	231	158	44	98	138	172	37	18	164
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	71.5%	64.0%	43.8%	12.2%	27.1%	38.2%	47.6%	10.2%	5.0%	45.4%

「医療・高齢者対策等の福祉政策」が 71.5%、「陸・海上交通の便の向上と料金値下げ」が 64.0%と多く、「観光小豆島にとって大切な自然環境保全」47.6%、「雇用」43.8%、「高潮対策」38.2%が続いている。「やはり新内海ダム」を挙げているのは 10.2%に過ぎない。この回答から、小豆島町民は「新内海ダム」(=「内海ダム再開発事業」)よりも、早急に民生施策の充実を図ることを求めていることがわかる。香川県、小豆島町が内海ダム再開発事業に代表される大規模公共事業に依存することで、香川県内・小豆島町の民生施策が滞っているのではないかと心配される。また 47.6%の人が「観光小豆島にとって大切な自然環境保全」を挙げ、「大企業の誘致」が 12.2%と低いことから地域の自然資源に基づく産業への期待が大きいことを示している。

6:新内海ダムが完成した場合に心配されること、また、中止した場合に心配されることがあれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。											
ア.完成した場合;						イ.中止した場合;					
	1自然・景観破壊	2盛土崩壊を含めた土石流の発生	3貯留された水のカビ臭発生	4下流域井戸への影響	5その他	その他の内容もしくは意見	1洪水災害	2渇水時の水不足	3今まで投じた資金が無駄になる、	4その他	その他の内容もしくは意見
回答数	197	184	131	150	24	23	49	52	178	26	30
全回答数	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361	361
回答率	54.6%	51.0%	36.3%	41.6%	6.6%	6.4%	13.6%	14.4%	49.3%	7.2%	8.3%

完成した場合の心配事の回答総数はその他も含めて 686、同じく中止した場合の回答総数は 305 で、完成した場合の心配事の回答総数は中止した場合の 2.2 倍である。中止した場合の回答総数 305 のうち、178 は「今まで投じた資金が無駄になる」で、実質的な心配事である「洪水被害」「渇水時の水不足」「その他」の合計は 127。実質的な心配事 127 は「完成した場合の心配事」の回答総数 686 の 1/5 にも満たない。そもそも内海ダム再開発事業は 2009 年 12 月段階では前原国土交通大臣が香川県知事に見直しを要請していた事業である。しかし香川県知事はその要請を受け入れることなく、本体着工契約を締結した。2010 年 3 月 26 日、2010 年度予算として内海ダム再開発事業は「本体工事契約済み事業」として補助金交付を国土交通省は決定した。この前原国土交通大臣(当時)の方針変更は、「複数年にわたる『本体工事契約』が終わっている事業に補助金を交付しないと、『期待権』侵害になり、訴追される可能性がある」という理由であった。内海ダム再開発事業の中止が地元小豆島町にとって訴追に値するほど、この事業が「期待」されていたのかを知ることを目的にした設問である。

(小括)

内海ダム再開発事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは到底言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言えるのではないかと。たとえ補助金交付を中止して事業凍結して見直し、もしくは事業中止に至ったとしても、小豆島町民の「期待権」侵害による訴追などは想定するまでもない。

3.5 「内海ダム再開発事業への土地収用法の適用」に対する町民意識の解析

内海ダム再開発事業が小豆島町の過半数を超える町民に、むしろ「心配事を作る無用の長物」として認識されていることが判明した。それにもかかわらず、国家権力の象徴ともいえる土地収用法が適用されていることに対して、「香川県は考え直す方がよい」が50.7%、「分からない」が7.8%、「やむを得ない」が25.2%と、批判が容認の2倍となっているが、許容している割合が約四分の一とかなり多いのも事実である。この現象について解析を試みる。

「1-4：H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？」と「3-2：香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか？」の関係

- 1-4で「正しいと思わない」の選択数は186、「正しいと思う」の選択数は82である。3-2で「香川県は考え直す方がよい」の選択数は183、「やむを得ない」の選択数は91である。
- 1-4で「正しいと思わない」を選択し、且つ、3-2で「香川県は考え直す方がよい」をあわせて選択している人は157人で重複率は84.4%という高率である。一方、「やむを得ない」をあわせて選択している人は7人で、重複率はわずか8.5%と低率である。
- 1-4で「正しいと思う」を選択し、且つ、3-2で「やむを得ない」をあわせて選択している人は65人で、重複率は79.3%と高率であり、一方、「香川県は考え直す方がよい」をあわせて選択している人は3人で、重複率はわずか1.6%ときわめて低い。
- このように、1-4の答えと3-2の答えは密接な関係がある。

地域性

1-4：H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？

1-4 (80%同意を得ているとしていることは)正しいと思わない				
居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	75.7%	48.1%	27.0%	42.5%
選択数	84	52	10	34
総回答数	111	108	37	80

「神懸通り」地区は75.7%の住民が、「草壁本町」地区では48.1%の住民が「正しいと思わない」としているが、事業地から離れている旧池田町では「正しいと思わない」が27.0%に減少している。「神懸通り」・「草壁本町」地区と隣接している地区を含む「その他」地区はその中間的値をとっている。

3-2：香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか？

3-2 (土地収用法適用は)考え直すほうが良い				
居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	73.0%	46.3%	29.7%	38.8%
選択数	81	50	11	31
総回答数	111	108	37	80
3-2 (土地収用法適用は)やむを得ない				
居住地区	1 神懸通り	2 草壁本町	3 旧池田町	4 その他
選択率	16.2%	24.1%	45.9%	32.5%
選択数	18	26	17	26
総回答数	111	108	37	80

「考え直すほうが良い」は事業地に近いほど選択率が高く、「やむを得ない」は事業地から離れるほど選択率が高い。神懸通りでは「考え直すほうが良い」の選択率は「やむを得ない」の4.5倍と香川県批判が圧倒している。しかし、旧池田町では「やむを得ない」の選択率が「考え直すほうが良い」の約1.5倍に達し、内海ダム再開発事業に土地収用法を適用することを容認している。内海ダム再開発が旧池田町住民に何らの受益をもたらすことなく、税金として事業費の一部を払わされるだけの事業であることを旧池田町住民は知らされていない、もしくは認識していないのではないか。

神懸通り居住者の選択に焦点を当てると次のようになる。

神懸通り居住者の中で、収用法適用は「考え直すほうが良い」と答えた人の「1-4(80%同意を得ているとしていることは)」の評価			
	1 正しいとは思わない	2 分からない	3 正しいと思う
選択率	70.3%	0.9%	0.0%
選択数	78	1	0
総回答数	111	111	111

「神懸通り」居住者について、土地収用法適用は「考え直すほうが良い」とし、「1-4： H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？」に関して「正しいとは思わない」としている人は78人でその割合は70.3%、「分からない」としている人は1人で0.9%、「正しいと思う」としている人は一人もいないので0.0%である。

(小括)

「内海ダム再開発事業への土地収用法の適用」に対する町民意識は「1-4： H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？」の評価と密接な関係を持っている。ちなみに、この設問で「考え直すほうが良い」を選択している「神懸通り」住民は「1-4」で「正しいと思う」を選択していない。

「内海ダム再開発事業に土地収用法適用」に対する町民意識は内海ダム再開発事業現地に近いほど「県は考え直すほうが良い」が高く、「やむを得ない」が少ない。遠く離れるに連れて、「やむを得ない」が増加し、最も遠い「旧池田町」では「やむを得ない」が「県は考え直すほうが良い」を上回る。

狭い一つの自治体の中で、これほどの違いが生じているのは、この内海ダム再開発事業が町民全体に共通した問題として認識されていないことにあるのではないか。現在の小豆島町は2006年3月21日に内海町と池田町が合併してできた町であり、建設事業に採択した2002年度当時は内海町と池田町は別個の町であったことも同事業に対する認識の違いの大きな要因と考えられる。

もうひとつは、「H11(1999)年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」の評価が「土地収用法適用」の評価と密接に関係していることである。この署名集めが旧内海町を2分してしまったと見られる。

3.6 アンケート解析のまとめ

全町内平均回答率は30.9%で郵送法としては満足のいく回答率であった。事業地に近いほど回答率が高かったことは小豆島におけるこの事業への関心度の分布を表すものと考えられる。

「内海ダム再開発事業が旧内海町町民の80%の賛同を得ている」という香川県の解釈が過半数の町民に「正しくない」とされ、土地収用法の適用についても過半数の町民が「香川県は考え直す方がよい」とし、「現在の内海ダム対応」としての選択率は「取り払うのが良い」より低く、「小豆島町民にとっての優先課題」としては実質上最下位、など、小豆島町民内の「内海ダム再開発事業の支持度」は低い。

反対派地権者たちの異論が町民にどの程度共有されているのかを見た。その結果、各項目とも、「1 そう思う」の回答率の平均値が59.0%で約6割の町民の同意を得ていること、一方、「3 そうは思わない」(非同意)の平均値が13.9%

と2割にも満たないことから、反対派地権者の異論は小豆島町民の認識からはずれたものではなく、むしろ、町民に共通した認識といえる。

内海ダム再開発事業の完成が小豆島町民にとって必要不可欠なものであったとは言いがたく、むしろ事業中止の方を小豆島町民は求めていると言える。たとえ補助金交付を中止して事業を凍結して見直し、もしくは事業中止に至ったとしても、小豆島町民の「期待権」侵害による訴追などは想定するまでもない。前原誠司国土交通大臣が重視した「期待権」侵害とは誰の「期待権」をいうのだろうか。

「内海ダム再開発事業への土地収用法の適用」に対する町民意識は「1-4： H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？」の評価と密接な関係がある。ちなみに、「2-3」で「考え直すほうが良い」を選択し、「1-4」で「正しいと思う」を選択している「神懸通り」住民はひとりもいない。「土地収用法の適用」に対する町民意識は内海ダム再開発事業現地に近いほど「考え直すほうが良い」が高く、「やむを得ない」が少ない。遠く離れるに連れて、「やむを得ない」が増加し、最も離れている「旧池田町」では「やむを得ない」が「考え直すほうが良い」を上回っている。

「H11(1999)年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」の評価が「土地収用法適用」の評価と密接に関係している。この署名集めが旧内海町を2分してしまったようだ。

4. 「H11(1999)年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集め」についての考察

ダム推進署名が行なわれたのは正しくはH13(2001)年とH15(2003)年であり、H11(1999)年は間違いである。回答はこれらの署名運動をあわせた答えにとらえる。

H13(2001)年の署名運動は内海ダム再開発事業地元対策協議会によるもので、別当川流域住民に条件付協定書締結の批准を求めることを目的としていた。H15(2003)年の署名は内海ダム再開発事業促進実行委員会によるもので、反対派の意見に左右されることなく事業の推進を香川県に要請することを目的にしていた。

内海ダム再開発事業が小豆島町民には積極的には受け入れられていないことが今回のアンケート調査で判明した。しかし、反対派地権者には土地収用法が適用されて地権が収用された。反対派地権者に対する小豆島町民からの目に見える支援・支持はなく、反対派地権者はいわば孤立状態にある。

本来の受益予定者からの積極的な支持がないにもかかわらず、土地収用法を適用して事業を推進することを土地収用法はその事業の緊急性がないとして排除している。土地収用法はあくまでも当該事業の公益性・公共性が地権者等の私有権に勝ると同時に緊急性があると判断されたときにのみ適用されることになっている。

内海ダム再開発事業に公益性・公共性・緊急性があると判断するにはそれに足りる証拠が必要である。土地改良事業の場合には受益予定者の3分の2以上の同意が事業推進の条件となっているが、ダム事業にはそのような法的制約はない。ダム事業受益予定者とされている住民に事業負担金を課す仕組みになっていないことがその理由であろう。内海ダム再開発事業の場合は、受益予定者から事業参加の同意を得る仕組みがないことから、「受益予定者の同意」を示すものとして、H13(2001)年とH15(2003)年に旧内海町内でおこなわれた署名集めがその役割を果たしている。

しかし、これらの署名に対しては、過半(51.5%)の町民が「内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得た」としていることを「正しいとは思わない」と否定している。

この署名が内海ダム再開発事業の公益性・公共性の根拠として有効であるか否かの解析が必要である。以下、その解析作業を進める。

4.1 署名運動に至る経過

一般に署名運動はある状況を目的に向かって、多数の人々から賛同があることを示すことを目的に行なわれる。内海ダム再開発事業に関する署名にもそれぞれの状況に対応することを目的としていた。そ

H13(2001)年 7 月 26 日 条件付協定締結(別添資料)

↓

H13(2001)年 署名 内海ダム再開発事業地元対策協議会による「条件付協定批准」を目的とした署名

↓

H14(2002)年9月4日、「公共事業チェックの会」が視察。この視察に立ち会った北区選出の地元ダム対策協議会副会長2名を「テレビのインタビューで地元ダム対策協議会の副会長としてはふさわしくない発言をした」として罷免

↓

H15(2003)年 1 月 31 日 条件付協定書の条件合意がないままに、「工事着手に同意する協定」締結(別添資料) その後、「工事着手に同意する協定」締結の批准行為はされていない。

↓

反対派、立木トラスト立上げ

↓

H15(2003)年 署名 内海ダム再開発事業促進実行委員会による、「反対に屈することなく、内海ダム再開発早期完成を願うのは町民総意」を示すことを目的とした署名

↓

H15(2003)年 11 月 16 日(日) 町民総決起大会

の背景を見るために、簡単な経緯を示す。

4.2 署名運動の目的

H13(2001)年署名運動 内海ダム再開発事業地元対策協議会による署名運動

この署名の目的は内海ダム再開発事業地元対策協議会(会長 平野節)が署名活動開始にあたって神懸通り地区世帯に配布した「同意署名のお願い」(別添資料)に記されている。以下、引用する。(イタリックは原文のまま)

1. 平成 13 年 7 月 26 日に、内海ダム再開発事業について、内海町と対策協議会の間で条件付協定書が締結されました。
2. **今回の協定書には、地元要望事項について地元と町が合意して初めて工事に着手できると明記されております。**
3. この協定書を遵守して内海ダム再開発事業を推進して参りますことに**同意される方は、署名をお願いします。**

署名用紙の本文には「内海ダム再開発事業について内海町と締結された条件付きの協定書内容を遵守して、別当川総合開発事業(内海ダム再開発)が推進されることに同意いたします。」と記載されている。すなわち、条件付協定書の遵守が前提で事業推進に同意を与えるか否かを問うものであった。条件付協定書の批准を求めることがその目的であったと考えられる。

この署名の集約結果についての正式な発表はなされていないようだが、後記するように、「内海ダム再開発ニュース」第 5 号(2002.10)は「8 割が『事業推進』に同意を与えた」と記載している。また、「内海ダム再開発事業促進実行委員会」が H15(2003)年 10 月に配布した「内海ダム再開発事業の早期完成を求める署名活動をされる方へ【お願い】」の 6 ページ「内海ダム再開発事業の主な経過」の中にも、下記のように、その集約結果と思われる記載がある。本来、条件付協定書の遵守があっはじめて事業が推進されることから、このように直ちに事業推進に結びつけて「8 割が同意を与えた」というのは本来の意義を逸脱したものといえる。

- 平成 13 年（2001 年）10 月 24 日
草壁本町自治会が 666 名（18 歳以上の 80.2 %）の事業推進署名を国、県に提出
- 平成 13 年（2001 年）11 月 6 日
神懸通自治会が 702 名（18 歳以上の 82.4 %）の事業推進署名を国、県に提出

H15(2003)年署名運動 内海ダム再開発事業促進実行委員会による署名運動

その目的は以下のように署名の趣意書(別添資料)に記載されている。

県・町におきましては別当川流域の安全と水資源の安定のため国の補助事業により内海ダム再開発事業に取り組んでいるところであります。

ところが、環境保護を唱える一部の人たちがこれに反対し、立ち木トラストと提携して内海ダム再開発事業を阻止しようとしています。このような行動は「人命は地球より重し」ということを忘れた無責任な行動という他はありません。

私たちはこのような反対に屈することなく、災害から生命財産を守り安全で安心できる町づくりの為に内海ダム再開発事業の早期完成を願って町民総意による署名運動をここに展開する次第であります。

ダム反対派の活動が顕在化することで、これまで推進の旗振り役をしてきた人たちが危機感を募らせ、「事業推進」が「町民の総意」であることを示すと共に、内海ダム再開発事業の早期完成を求めることを目的にしていた。『事業推進』が『町民の総意』＝「町民の 8 割が事業に賛成している。反対派はごく一部でしかない」を H15(2003)年 11 月町民総決起大会で示すことが目的とされていた。内海ダム再開発事業促進実行委員会はこの署名運動で地区自治会組織に 8 割以上の同意を取り付けることを義務付け、集約状況を逐次監視した。すべての町民に「踏み絵」を踏ませるがごとく署名を迫ったことがアンケートの回答・書き込み意見からもうかがわれる。

4.3 署名集約結果の活用

H13(2001)年署名運動 内海ダム再開発事業地元対策協議会による署名運動結果の活用

- ◇ 香川県が発行している「内海ダム再開発ニュース」第 5 号（2002.10）には次のように記載されている。

「国の建設事業採択の際（筆者注：2002 年度）に地元においては、住民の方々がお互いにいろいろな話し合いを進めてきた中から、流域住民の 8 割以上の方々が事業推進の署名をされ、国や県に提出されています。本事業は、こうした地元の方々の賛同を得て推進しています」

しかし、この署名は条件付協定書締結の批准を目的にしたものであるから、単に事業推進の署名と位置づけることは間違いである。また、条件付協定書に盛り込まれている条件が後日満足されたとする文書も存在しない。少なくともダム直下の北区の会では県の担当者からの説明に対して、複数の住民から「今の回答では、何もしないとやっているのと同じではないか、納得がいかない」との声が上がって場内騒然となり、県職員は逃げるように帰ってしまい、合意には至っていないといわれる。このような状況から、「本事業はこうした地元の方々の賛同を得て推進しています」とは到底いいがたい。

H15(2003)年署名運動 内海ダム再開発事業促進実行委員会による署名運動

- ◇ H20(2008)年 3 月 第 1 回小豆島町議会会議録によると、坂下一朗町長は内海ダム再開発事業に対して下記の答弁をしている。

なお、当事業につきましては、食品産業界や地区労からも建設促進要望が出されております。また、平成 15 年 11 月には内海ダム再開発事業促進町民総決起大会が開催されまして、旧内海町民の 8 割を超える事業促進署名が行われました。このように地域施策に対してこれほどまでに住民の意思が示されたことはまれであり、住民の求める施策実現を担う行政の責任を再認識したところでございます。

- ◇ 小豆島町長坂下一朗氏は「四国・水こぼれ話談話室」VOL. 141（四国地方整備局 2009 年）の「談話室」には次のように記している。

この内海ダム再開発事業については、平成 15 年に住民の自発的な活動による、「内海ダム再開発事業促進町民総決起大会」が開催され、旧内海町民の 8 割を超える事業推進署名が集められました。このように、地域施策に対してこれほどまでに住民の意思が示されたことは稀であり、住民と一体となって安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指しています。

このように小豆島町長・坂下一朗氏が正確なデータを示すことなく「旧内海町民の 8 割を超える事業推進署名が集められました」とし、事業者側はそれを鵜呑みにして「内海ダム再開発事業は町民 8 割から同意を得ている」としている。

- ◇ 四国地方整備局が事業認定処分を下した際に明らかにした「事業認定理由」の「4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性 (1) 申請事業を早期に施行する必要性」で、次のように記されている。

また、自治体の長や地元住民等からなる内海ダム再開発促進期成会などにより、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

この記載は内海ダム再開発事業促進実行委員会による H15(2003)年の署名運動や、その後に展開された土地収用法適用要請等を取り入れたことを示している。この記載から逆に、「8 割以上の住民からの同意取り付け署名運動と、各事業推進団体からの土地収用法適用を意識した香川県への事業推進要請が、土地収用法適用の条件」と事業者である香川県から事業推進団体に申し渡されていたことをうかがい知ることができる。

4.4 署名の有効性

- ◇ 内海ダム再開発事業地元対策協議会による H13(2001)年の「同意署名」はただ単に「事業推進に同意を与える」署名ではなかった。あくまでも「条件付協定書を遵守して内海ダム再開発事業を推進」することへの同意を集めたものである。この署名が「事業推進に同意を与える」署名として扱われてはならない。特に、条件付協定書がいうところの条件について同意されたという認識はとりわけダム予定地直下に居住している北区住民にはまったくないのであるから、「条件付協定書の遵守」は守られていないことは明白である。したがって、上記の署名は「事業推進に同意を与える」署名としては無効といえよう。
- ◇ 内海ダム再開発事業促進実行委員会が H15(2003)年に行なった署名運動は、何が何でも「賛成署名 80%達成」が目標とされていた。賛成署名 80%を達成するために内海ダム再開発事業促進実行委員会は平成 15 年 11 月 25 日に内海町役場本庁舎(新館)研修室にて「署名活動打合せ」を開催している。その呼びかけ文を下に転載する。

さて、先日開催の委員会において、賛成署名 80%達成のため、署名活動期限を 11 月末 1 まで延長する旨、お伝えしたところであり、各地区では署名活動にご尽力いただいているものと存じます。しかしながら、一部地区においては署名活動が難航しているとの報告もあり、達成率 80%未達成の地区を対象に打合会を下記により開催することといたしました。

ご多忙中とは存じますが、必ずご出席くださいますよう、また自治会代表者のうちご都合のつかない方は代理人の出席についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。

さらに、「署名活動打合会」を知らせる紙には、「全体打合の後に地区毎の活動打合を行う予定です。自治会代表の方は、地区構成員名簿ほか署名活動に用いた資料をご持参下さい。また、事務担当者を置く地区については、担当者のご同伴を願います。」と記されている。

日常生活の場である地区自治会を使って 18 歳以上の住民一人ひとりから「賛成署名」をとる、「賛成」を取れていない人には「賛成」を取れるまで迫る、という基本的な人権侵害の疑いのある署名運動であった。このような署名運動の結果に信頼性があるとは思えない。

5. 土地収用法を適用できたもう一つの理由

この事業と土地収用法適用は過半数の町民から支持されていないことがこのアンケート調査で判明した。それにもかかわらず香川県が土地収用法を適用することができた理由の一つは前の章で記した「賛成署名」運動が行なわれ、「事業推進に 8 割の町民が賛同している」としたことにある。さらに平成 16、17 年には、「反対派の存在が事業推進を遅らせるのではないか」「反対派はごく一部に過ぎない」「一日も早く事業の完成を」といった趣旨の要請が推進派団体から香川県に矢継ぎ早に提出されている。以下、事例をいくつか紹介する。

- ◇ 平成 16(2004)年 12 月 9 日に内海ダム再開発事業地元対策協議会、内海ダム再開発事業地権者会、内海町自治連合会が香川県知事に提出した「別当川総合開発事業(内海ダム再開発)の今後の事業推進方針に関する香川県知事への公開質問書」には下記のような記述がある。

内海ダム再開発に対する今後の方針説明に間違いがないのであれば、この時期に来て何故責任あるご決断が下されないのか、これまでの知事への信頼は、不信感と怒りに変わりつつあります。私たちは、不可能と思える合意形成に対して、悪戯に時間を費やすことに到底納得出来ません。反対者の常軌を逸した言動に屈してでも合意形成を図りなさいとしか理解出来ない県の方針、姿勢は、私たちの信義を踏みにじるに等しく耐えうることが出来ません。

地域の状況をご理解いただいているのであれば、何故この期に用地買収に着手する決断をして頂けないのか本当に不可解であり、これまで長い時間をかけて内海ダムの必要性を理解して頂いた多くの住民や地権者へ、知事のご意向を報告し納得していただくことは不可能であり、行政と住民の関わりや、長い歴史の中で培ってきた自治意識や、これまで何代にも互って育ててきた住民相互の信頼感に致命的な打撃を与えるものと考えます。

その上で、下記の質問をしている。

質問 4 平成 16 年 (2004 年) 4 月の知事のご回答書で、用地交渉と併行して合意形成を継続しますとのお考え通り、何故、引き続き用地買収と並行して合意形成を継続出来ない理由をお示し下さい。合意形成が出来るまで待った方が、事業完成が早くなるとお考えなのか、高い公共性を有する事業に許された土地収用法は何のために設けられたのか、重要な防災対策工事を遅らせるだけではないのでしょうか?

「これまで内海ダム再開発事業について香川県に協力してきたのに、県が反対派との合意形成にこだわって土地取得に動かないとは何事か！県が積極的に動かないのであれば、それは協力してきた諸団体への裏切りである。合意形成ができるのを待つのではなく、土地収用法適用を選択して事業を推進せよ」というのがこの公開質問書の本音だろう。

- ◇ 平成 17 年（2005 年）6 月 2 日に内海町自治連合会が香川県知事に提出した「緊急申入書 別当川総合開発事業(内海ダム再開発)の早期工事着手を願う申し入れ」は下記の文言で結んでいる。

ごく少数住民を巻き込んだ地元実情を知らない人達を中心の「寒霞溪の自然を守る連合会」の無責任な主義主張や過激な活動により、ようやく積み上げてきた内海ダム再開発事業そのものが、悪影響を受けることに恐怖を感じております。

内海ダム再開発事業に、流域の神懸通や草壁本町自治会だけでなく、内海町民の大多数が治水・利水対策として賛同し推進要望していることをご理解戴き、内海ダム再開発事業の早期完成へ向けての一日も早い工事着手のご配慮を戴けますよう強く望みます。

- ◇ 同じく平成 17 年（2005 年）6 月 2 日に内海ダム再開発事業地元対策協議会、内海ダム再開発事業地権者会、神懸通自治会（別当川上流地区）、草壁本町自治会（別当川下流地区）が香川県知事に連名で提出した「要望書 別当川総合開発事業(内海ダム再開発の早期工事着手について)」も同様である。

このように、香川県が一瞬だけ「反対派地権者との合意形成重視」をちらつかせることで事業推進派が「土地収用法適用」を県に要請する、というシナリオが貫徹されている。

香川県に事業推進を要請した団体

内海ダム再開発事業は自治会組織、経済界組織、労働組合組織など生活基盤となっている組織をフル動員した香川県への事業推進要請を背景として推進してきた。

事業推進を求めた団体一覧表 (旧内海町との協定書を含む)

団体名	提出年月日(書類記載のまま)	行動内容
小豆島醤油協同組合 小豆島調理食品工業協同組合	平成 14 年 11 月	建設促進要望書提出
内海ダム再開発事業地元対策協議会 立会人：内海ダム再開発建設促進期成会 顧問・会長 内海町議会 議長 神懸通自治会 総代	平成 15 年 1 月 31 日	内海町と協定書締結
小豆島東部地区労働組合会議 連合香川小豆地域協議会 小豆島西部地区労働組合協議会	平成 15 年 3 月 17 日	建設促進要望書提出
小豆島東部地区労働組合会議	平成 15 年 5 月 22 日	建設促進署名提出
小豆島うちのみ商工会	平成 15 年 7 月 8 日	内海ダム再開発事業の早期完成を求める要望書提出
内海ダム再開発事業地権者会 内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海町自治連合会	平成 16 年 12 月 9 日	別当川総合開発事業(内海ダム再開発)の今後の事業推進方針に関する香川県知事への公開質問書提出
内海町自治連合会	平成 17 年 6 月 2 日	早期工事若手を願う申し入れ提出
内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海ダム再開発事業地権者会 神懸通自治会（別当川上流地区） 草壁本町自治会（別当川下流地区）	平成 17 年 6 月 2 日	早期工事着手を求める要望書提出

内海ダム再開発事業地元対策協議会 内海ダム再開発事業地権者会 小豆島町自治連合会 神懸通自治会（別当川上流地区） 草壁本町自治会（別当川下流地区）	平成 19 年 11 月 26 日	早期本体工事着手を要望
内海ダム再開発建設促進期成会	平成 19 年 11 月 26 日	本体早期着手を要望
内海町議会議長 内海ダム特別委員会委員長	平成 17 年 6 月 29 日	工事早期着手を要望
内海ダム再開発建設促進期成会	平成 19 年 7 月	平成 20(2008)年度事業予算の 重点配分を要請

平成 14(2002)年は国交省が建設事業に採択

平成 15(2003)年は旧内海町と基本協定の締結

平成 17(2005)年は補償基準妥結、用地買収に着手

平成 20(2008)年は土地収用法に基づく事業認定申請

上記の事業推進と事業工程の進捗状況からも事業推進団体の事業に果たした役割が読み取れる。こうした「町ぐるみ」の事業推進の陰で町民は声を出すこともできずにいたのではないかと。今回のアンケート調査は無記名であったことから、町民の生の声がアンケート設問への回答となって表出したものと思われる。

6. まとめ

6-1 アンケートの手法

対象者を電話帳から選択したので、電話帳に記載されていない世帯は対象外となっている。アンケート所在不明で 38 通、本人死去で 1 通が返送された。

○ 回収率

総送付対象戸数は 1170 戸、回答数は 361 通、回収率 30.9%。アンケート用紙 1 面のみ記入なしが 16 枚、2 面のみ記入なしが 17 枚あったことは、依頼用紙とアンケート用紙をホッチキス止めにしたこと、アンケート用紙が両面印刷であったこと、配布時に説明を記していなかったこと、などが原因と思われる。

○ 標本からのサンプリングによる信頼性

内海ダム再開発事業地である別当川沿いに位置している「神懸通り」地区と「草壁本町」地区は全数調査としたので問題がない。他の地区は 1/10 を市販の電話帳から機械的に選択したので「かたより」が入る余地はない。信頼度は、誤差が平方根($(1.96^2 * 0.5^2) / 361$)=5.2% となり、5%をわずかに超えている。

6-2 アンケート回答分析

反対派地権者の異論は小豆島町民の過半数に共有されている認識である。そればかりか、町民は民生施策の充実を優先課題とし、内海ダム再開発事業を緊急に必要としている町民は 1 割程度しかいない。

内海ダム再開発事業の必要性は一部の人が認めていない。事業推進の手法にしても「80%の合意」を得たとする署名に対して強い批判がある。土地収用法適用に対しても過半数の町民は批判的である。

しかしながら、その認識は町・県の内海ダム再開発事業に表だって「反対」をとることをしなすことなく、沈黙を貫くという複雑な構造になっている。

「反対」を唱えることができない状況にしたのは、日常生活の場を利用した「賛成署名 80%達成」を目標にした基本的な人権侵害の疑われる署名運動であり、推進派団体からの「土地収用法適用」の要請であった。「町ぐるみ」の事業推進の陰で町民は声を出すこともできずにいた。

このような実態からなる内海ダム再開発事業の公益性・公共性は受益予定者一人一人の意思とはまっ

たくかけ離れたところで作られたものであり、土地収用法が私権を厳しく制限して確保しようとしている公益性・公共性に値するものではない。

アンケートでは町民の多くは小豆島のあり方として大企業の誘致ではなく、自然を観光資源とした町おこしを「よし」としていることは、小豆島町民が自分の住んでいるところへの愛着を示している。

小豆島町は内海ダム再開発事業が実は町民に支持されていないことを十分に認識し、民生施策の充実を優先的に図るとともに、優れた町内の自然を観光資源として活用する施策を施すことに、町政の方向を変えることが町民の想いに沿うことである。

このアンケート調査を行った結果として、以下の疑問がわく。

このダム事業が事業化されて **10** 年しか経過していない。過半の町民はこの事業の必要性を認めていない。それなのにもう既に土地収用法が適用され、ダム本体工事が進んでいる。異様な事態である。なぜ、この事業がこのような強権的かつ性急な進み方をしているのか、という疑問である。今後さらにこの問題を掘り下げていきたい。

最後に、このアンケート調査に協力くださった小豆島町の町民のすべての皆さんに厚く感謝の意を表す次第である。

平成 23(2011)年 4 月 5 日

書込み意見

	1-3: 何によってお知りになりましたか?	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?	2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?	3: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って(土地収用法の適用)事業をすすめていることをご存知でしたか?	3-2: 香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか?	① このダム計画が寒霞渓の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。
1						
2						緑化に務めること 砂防と水は必要
3						
4						
5	新ダムに触れない別当川を綺麗にするアンケートが最初。少し期間が経ち、ダム賛成何%と結果が出ていた。騙された。	正しい災害状況が伝わってこない、ごまかしの内容だった。神懸通以外の人は何も知らない状況で行っている。ダムを執行する手段に過ぎなかった。	ダムはどう色々な面を考えても不要。県・町はウソで塗り固めている。それがまかり通るのが腹立たしい。本当に必要な事業であるかどうか損得なしで考えてダム建設を判断して欲しい。	当事者の方が気の毒で哀れで可哀想である。正しいことを言っているのに通らない。わびしいだろうと思う。	人間としてすべきことではない。神懸通・内海町の人間関係がギクシャクしている。	1回失った物は元には戻らない。壊してはいけない。
6						自然破壊とか観光資源とかじゃなく、本当にこのダムが必要ですか?他にダムがありますよ!
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						自然破壊ではあると思うが、景観を破壊するまでには至らないと思う。
14						
15					殆どの方がダム開発のために土地を習得した人たちなので関係ない!!	
16	建設事務所への道標					
17						水のないときのあわれさ、情けなさは身に染み付いている。
18		実際、自分の家には署名を取りに来なかった。このデータはデタラメです。			ここまでの段階に来るまでに考え直さないと遅かったと思っている。	
19						
20						
21	地元説明会		国は予算について全額認めている。		反対者も最初は賛成の先頭に立って行動していた人たちである。	
22						水のほうが大切

書込み意見

	1-3: 何によってお知りになりましたか?	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たと述べています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?	2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?	3: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って(土地収用法の適用)事業をすすめていることをご存知でしたか?	3-2: 香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか?	① このダム計画が寒霞渓の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。
23						
24	ダム直下なので部落の会合で知らされました。					
25						
26						
27						
28		今あるダムのままで災害が起きたときに責任はどう取るのかと、個人に対して言われ、仕方なく印を押された。個人でそこまで責任取れない。				
29	自治会説明会					
30					オリーブ生産農地に水が入用である。	より以上の堤防である。
31						
32						
33					自信を持って事業を進めるべし。	
34	近くを通った。					
35						
36					当然のことで実施すべきです。	
37						
38						
39						
40					県、町は反対者の主張及び基本的問題要因を再調査すべきである。	
41						
42						
43						
44						
45						
46						

書込み意見

	1-3: 何によってお知りになりましたか?	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?	2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?	3: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って(土地収用法の適用)事業をすすめていることをご存知でしたか?	3-2: 香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか?	① このダム計画が寒霞溪の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。
47	勉強会					
48						
49						
50						
51						自然の破壊と言うよりは、ダムが3箇所あり、必要が無い。
52						
53						しかし、完成後、新たに出来る景観に満足すればよい。
54						
55					正しい	
56	建設関係					
57	地元です				白紙にもどすべき	下流の地域をなくす。
58						
59						
60						
61						
62						
63	北区地元説明会					落矢池は40人余の水利権者がいるのに役員3名の名前で国土交通省に売却しているのはおかしい。
64						
65					手続きをとれること自体が不思議。このままだと悪い事例を作ってしまう。	10年~20年後、はっきりすると思います。

書込み意見

	1-3: 何によってお知りになりましたか?	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?	2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?	3: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って(土地収用法の適用)事業をすすめていることをご存知でしたか?	3-2: 香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか?	① このダム計画が寒霞溪の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。
66						
67						現在地で作った場合寒霞溪の自然と景観を破壊すると言っているのは反対する人が言っているだけです。
68	部落の会合					
69						
70					私は土地収用を適用した者であるが、如何に官よりに決定されるかということを皆さんは知らないと思う。香川県は全く愚かなことをしている。	
71						
72						
73	組合					
74	自治会の話				地域住民と話し合い、民主的に決定すべきだ。	
75	自治会					
76	説明会		異論は大雨のときに本流の側に住んでから言え。		どうでもよいから本流災害が起きる前に何かをして欲しい。	
77	ダム修理と欺いて巨大ダムにすりかえたとの、直下住民の騒ぎより知りました。	訪問を受けなかったとの人がたくさんいる。				
78						
79					期限を設定した話し合いの結果 → 強制収用ではなくて充分話し合う為の時間を設けることの配慮が必要ではなかったか?	
80					反対意見の地権者に対して根気よく説得理解を得ることが必要でなかったかと思います。	

書込み意見

	1-3: 何によってお知りになりましたか?	1-4: H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか?	2: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか?	3: 内海ダム再開発事業(新内海ダム建設事業)に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って(土地収用法の適用)事業をすすめていることをご存知でしたか?	3-2: 香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか?	① このダム計画が寒霞溪の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。
81						
82		署名集めがあったことはまったく覚えがありません。			強制的だとは思っていなかった。	
83						
84					余りにもごり押し過ぎます。町・県・国へ怒りを感ずります。	
85		署名集めに来た町会議員が「みんな賛成しよんやから、賛成に○を付けとくで」と言って有無を聞かず、強引だった。	鳩山前首相の「中止発言」「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、本当に、よく見ている、検討してくださったことに、意を表したい。ありがとうございます。			権現山も落矢池池も全部、私の古里。大事な大事な宝物です。
86						
87						
88						
89	部落の会合					
90						
91						
92					個人の権利を認めるべきである。	コンクリート行政は許されない
93						
94						
95						
96						
97					濁水による時間給水がある。	
98						
99	最初問題が起きたときの関係者					連合会の人たちは9割5分「意地」になっています。問題が大きくなって引くに引けなくなっていると思いま
100	うわさ・集会など	していない			考え直すほうが良い。工事を進めるには止むを得ない。	余り関係ない
101						
件数	19	7	4	1	21	17

書込み意見

	② ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。	③ 「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。	④ この地域に必要なのはいわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。	⑤ 吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。	⑥ 町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることになりました。もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。	イ：知らされている額は	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。
1				水不足があるやも知れず心配			
2		自然は何があるか分からない。反対の人は何の対策も考えていない		水は必要	水と防災対策を考えなくては	小豆島には企業が多く、水は必要。みんなで考えるべき	対策は別に考えるべき
3		砂防ダムが出来ているので、洪水被害とダム建設は関係ないと思う。		人口減少に伴い、水源確保は今以上に必要ではない	初めて知りました。		
4							
5	直下の人々の安全が見ても守られていない。神懸通・草壁本町全体に土石流が流れてくると思います。	S51は西城川が一番ひどかった。2つの山とため池が同時に崩れたために西城川が埋まってしまい、家々は土石流につかりつぶれた。その土石流が草壁本町のほうまで流れていった。別当川の横の川から少々水が溢れたが、別当川自体は何も支障なく一番安全な川であった。別当川を通り避難所まで行ったり帰ったりした。どうして別当川のみが取り上げられるのか分からない。西城川、片城川を直すべきである。		水は十分足りている。			草壁本町は内海ダムを流さなくても水位が高くなって海水につかる回数が多くなっている。堤防を高くしないと海水につかる家は毎回使って可哀想。
6					足りないことはない。水道課に聞いてください。		
7							
8		川が太くなり、今は大丈夫					
9		内海ダムから溢れた水も要因だと思う	老朽化及び昨年水不足を考えれば必要		予算不足が考えられる。		温暖化によるゲリラ豪雨が考えられるので、対策にはならないと思う。
10							
11							
12							
13							
14							
15			それらの対策ならびに湧水対策だと思う。	もうあと少しのところ、と言うところまではあります。			
16			水不足対策				
17							
18							
19					知らなかった		
20				島の経済が衰退したからであって、島の発展を考えれば充分ではない。	両方必要		
21	最新の技術で工事はおこなわれている。	51災害後、西城川・片城川ともに上流に砂防ダムを建設している。		吉田ダム完成後、何度も給水制限直前まで経験しており、今年も少雨のため水は足りない状況である。			
22				島民が節水をしたからです。	知らなかった		

書込み意見

	② ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。	③ 「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。	④ この地域に必要なのはいわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。	⑤ 吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。	⑥ 町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることになりました。もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。	イ：知らされている額は	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているの、新内海ダムは高潮対策にはならない。
23						負担の話は今のところ聞いていない	
24							
25							
26					自宅メータの漏水（少量）を申し出ても修理されない		
27							
28							
29							
30							
31							
32					漏水もなくし、ダムも進める。		
33		その当時はそうだったかもしれないけれど、今後自然界の中でそうで「ある」「ない」じゃなくてこれから先未来二度と起きてもらっては困るから、絶対必要だと私は思います。	現在ダム堰堤の老化和、地域住民の安全対策と水の確保の三重得				県はこじつけてはダメだ。高潮は関係ない。県の失策だ。（私は説明を知らない）
34							
35						知らない	
36	十分留意して事に当たっています。						
37			西城川の家柳の各幅拡張必要200m				
38							
39						知らない	
40						ダム建設に関する直接負担（増税）は知らない。つまり負担無しと思っています。	ダムと高潮対策はまったくの別物。関連付けた県担当者の意見はバカである。
41		質問の意味が良く分かりません。			両方ともやることです。		
42							
43							
44							
45		片城川の土石は主流がちがいます。これは文章の間違いですので訂正して下さい。	小豆島は昔から水が少なく、ため池が多い。現在の内海ダム予定地の土流に猪谷池があるがこれも昔の人が作った物で、猪谷音どが残されている。	3年前の夏にわずか20日間の水量しか残っていなかった事がある。			
46	現在の土木工事が進んでる時代です。大変良くなると思います。	1年間に降る雨が3日間で1350ミリの大雨にて前、内海ダム、西城川、片城川の氾濫で共に大被害を受けたので、この機会に完全に治して貰いたい。今までのだむでは今後大被害が起こると想定します。今がチャンスです。景観の破壊関係ないと思います。	洪水対策、土石流対策、必要です。	水は絶対必要です。吉田ダムは期待できない！		昔と違って現在の社会は水を大量に使用する！	

書込み意見

	② ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。	③ 「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。	④ この地域に必要なのは、いわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。	⑤ 吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。	⑥ 町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることになり、もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。	イ：知らされている額は	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。
47							
48			別次元の問題		別次元の問題		高潮対策の方が無駄
49	特に代替道路の傾斜がきつく、2階建て観光バスの安全が心配						
50							
51						負担金の要ること知らない人が多い。	
52							
53			洪水対策と土石流対策は一緒に考えた方がよいのでは？	しかし、雨の降る時期と量も考慮しなければと思う。	別々に考えて欲しい。	思い出せない	
54		洪水被害を食止めると言うのは建前で、他の理由でダム建設を計画したのでは？現在のダムの補修で十分だと思う。					
55		そんな事はどうでもよい。	必ずしもそうではない。	毎年ちかく濁水対策委員がある。今年もそうである。	並行してやればよい。		口頭説明なら何ともいえない。
56							
57	51年の災害がそうです。		古いダムの修繕でよい。	山の水は北に流れるようになっていく。吉田ダムで十分。	工事に水がどんどん使われています		海に対する対策が必要
58							
59							
60							
61						実質的な町負担額は約3億5千万円で約10年間分割支払い（旧内海町）	高潮対策として橋水路の防潮壁、水門工事完了又は工事施工中
62				一度も断水はありません。			
63	実際に現地を見れば分かります。	地元県議会議員が昭和49年、昭和51年災で別当川流域で68名の死者が出たと虚偽の報告を県議会で意見書として提出。別当川流域では一人の死者も出ていません。新聞でも報道（実は間違いでしたと）。	ダムより別当川を拡幅する方が一番よいと思う。	一度もありません。	平成18年水道課職員1400万円横領事件。旧内海町は告訴せず。新聞にも報道される。	なにも知らされていません。	現在は平地部の堤防を高くする工事を徐々ではあるが進行中です。
64				今年は近年にない雨不足ではないでしょうか？今後は不安あり。			
65		確かに西城川の土石流と池の決壊は、この世の終わりかと思う物でした。		今年、今現在の雨不足でわかるのでは。今までに無い雨の降らない年だから。			新内海ダムは現存の栗地ダムと同様、水量調節をする気は無いと思われる。水が無い時は流さない。ある時は流す。

書込み意見

	② ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。	③ 「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。	④ この地域に必要なのはいわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。	⑤ 吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。	⑥ 町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることになり、もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。	イ：知らされている額は	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。
66		西城川と片城川の源流は別のところで別当川とは関係ないです。	別当川は西城川や片城川と源流は別のところであるから関係ない。				
67							
68							
69							
70				本当にそう思います。何故このように大規模なダムが必要なのか。ナンセンスである。責任者、担当者は犯罪を犯していることを恥だと思っていないのか？		知らなかった。(勉強不足)当初この事業は町の負担はなしと聞いていたので、料金もUPするとは考えてなかった。	私どもの前を流れている河川は、雨が降らなくても高潮で上がってくるようになってしまっている。
71							
72		今の内海ダムは古く決壊するおそれがあるから。					
73							
74							
75		どの地域でも集中豪雨による可能性大	河川氾濫を防ぐこと				別当川は内海湾の奥に位置し、増水時には水位が上がると思う。
76		それとは別に本流水流の被害を受けた。又、40年ごろの水害	本流による水害が発生。被害を受けた。				高潮対策とは無関係
77						その上、神懸通り集会所3箇所はダムのお陰で住民負担なしでできたと言っている。	
78						何円という目安も不明	
79							
80							

書込み意見

	② ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。	③ 「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあったとしても逃れることは出来ませんでした。	④ この地域で必要なのは、いわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。	⑤ 吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。	⑥ 町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることになり、もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。	イ：知らされている額は	⑧ 香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。
81			ダムと川の整備の両方が必要				高潮対策とはまったく別である。
82			実態が分からないので、町民には詳しい説明が必要です。				
83		災害後に引っ越してきたので分からない。					
84	ダムの近くで毎日眺めています。次々とムリを押し付けています。					予想していたがいくら知らない。町民には一切負担なし、水道料金の値上げも絶対ない、との説明です。	
85	災害は悲しみです。ましてや、人災による災害など考えたくもありません。	本当にそう思います。「新内海ダム」構想など、「お金」に目が眩んだ人たちの足がかりに過ぎない。屁理屈はどのようにでも言います。(辞めていった知事までが)	本当に、其の通りです。	今年1月から2月10日頃まで雨が降りませんでした(約45日)、水の心配はしませんでした。(町は、時間給水を仄めかしていましたが、ぜんぜん心配ありませんでした。)			本当に矛盾だらけです。
86							
87							
88						まったく知らされていません。	
89							
90							
91							
92	流出したら住民が災害を被る。行政はどう責任を取るのか。	あの時の災害は内海ダムとは関係なかった。					
93							
94			今のダムを直したらよい		普通毎日の水の出を良くする為に水道管を代えて欲しい		
95							
96							
97				時間給水あり			
98							
99	自然災害、思わぬところで起きるものです。運不運なる時はなってしまう悲しいことです。	災害は予想して起きるものではないと思います。いくら対策をしても自然にはかなわないと思います。	水資源を有効利用して町のために活かすことの方が将来的に効果があると思います。	町だけでなく、島全体まして県本土にも水を有効利用できたらと思います。	島に限らず多分日本全体の問題です。	今だけを考えず、将来を見れば生きてくるものやと思います。	高潮被害にあった人しか分からないと思います。被害にあった人間として、高潮対策になります！
100					水不足していない。	知らされていない	
101		雨の量で分からない					
件数	11	23	20	21	18	18	17

書込み意見

	⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。	5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。	ア. 完成した場合；	イ. 中止した場合；	その他 1	その他 2	意見記入数
1		私大の分校でよいから来て欲しい					2
2	取り払うのが良いが、国は金を出さない	既に工事は始まっている。その後順番を決めてやって欲しい	緑化すると言うので注意して見守る				9
3				問題ない	ダム建設に多少なりとも反対意見であっても、「決まったからしょうがない」、反対するだけ無意味だと思い、静観している住民が大半では？	草壁港～内海ダムは小学校の通学路であり、下校時は大型ダンプ等沢山通るので、子供が心配。交通事故及び、ホコリ等の健康被害は無いのか。	6
4					地区が遠いので分からないことが多い。		1
5	底ざらえをして修理のみでよい。それがダメならダムを取り払い元に戻して自然な川に戻すべき	見せ掛けではなく充実した医療。税金をもっと有効に使って欲しい。県、町が勝手に思い通りに使いすぎ。県民をもっと大切にすべき。			新内海ダムの負担のかかる場所、余り詳しく知られていないと思われるので、香川県と旧内海町、旧池田町全域でアンケートを行ったほうが良いと思う。		13
6		自然を対象にした観光を、人の手によってつくられた観光になっている。	工事会社が次のことを考えるだけになる。	人々がかかり勉強することがいいですね！			5
7		漏水防止対策の実施					1
8							1
9			心配なし				5
10				中止はありえない			1
11					我々島内町民の生活に関わることなので、島外の方に反対されるのも困る。		1
12		少子化、過疎					1
13			別にない				2
14					今のダムの改修もされぬまま放置されること		1
15		若い人たちの結婚					4
16		離島の利（安心・安全）を活かす	管理経費の負担				4
17		長年水で苦労したから					2
18							2
19				なし			2
20							2
21	一日も早い完成を願う						7
22		内海病院の医師不足	考えたことがない				5

書込み意見

	⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。	5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。	ア. 完成した場合；	イ. 中止した場合；	その他 1	その他 2	意見記入数
23							1
24							1
25					3であるが、ダム事業には当初から反対であった。		1
26	欠陥ならば、どうして改修しないのか？						2
27	必要でないことは止めて欲しい						1
28	その必要があるならそう思う	かなりの人がダムより医療とっています。					3
29							1
30							2
31					特に無し		1
32		欲を言えば切りがない。次々と急ぐものから着工すれば良い。	景観は時代の流れ。京都も駅ビルが出来た。		観光客はダムが出来て景観が悪くなったと言う人は少ないと思う。		4
33			緑地公園、時には、観光名勝地、観光ルート利用。				5
34							1
35					島にお金が落ちない。ホテル、飲食、フェリーなど。		2
36			心配することは無いはずです。				3
37							1
38					分かりません		1
39			解らない				2
40	初期計画時のダムに戻して現行ダムをカバーするようにする。		水道料金の大幅値上げ及び増税		土木業者が倒産する→失業者増大→生活保護費、税収減→町財政破綻		6
41							2
42	予定の二分の一位のダムがよい。						1
43		水の無い所には企業は誘致出来ない。					1
44		①-公立病院の深刻な医師不足の解消。⑤-特に早急な校舎の耐震工事					1
45	現在のダムは県内でも2番目に古いダムで51年に水が堤防よりオーバーして、かりゅうの住民に被害があった。				追伸。もう少し現地の状況を知って調査に臨んで下さい。でないで現地のその他の人の誤解に関わり、誤った知識を植えつける事になります。		5
46						あまり関係のない学生、思想家、利害関係者が騒いで居りますが、悪いところがあればどんどん指摘して将来とも安全なダムにするのがよいと思いますが如何ですか？過去の災害では地区の住民は何千万もの被害を受けているのですから余り騒がないでください！。地区住民より！	6

書込み意見

	⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。	5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。	ア. 完成した場合；	イ. 中止した場合；	その他 1	その他 2	意見記入数
47							1
48		別次元の問題					4
49							1
50		観光、地場産業の発展					1
51	今のダムを補強すればよい。						3
52						旧内海ダムは古く耐久性に問題があった。早急な対策が必要だったので、新内海ダム建設へと進んでいった。同時に、洪水対策・貯水対策が必要なので今のかたちになったと思う。	1
53		同時に必要		途中中止は景観が悪い。			7
54			完成後に弊害が生じたとしても、元に戻ることは無い。	自身のお金も税金も同じと思う政策を行えるトップが今の日本には必要だ。			3
55		ダムの予算と他の予算の件は別・同じに考えるのはおかしい。		低成長の時代これを中止したら本当に必要な時期（ダムが壊れそうな場合危険な時）が来たからと言って、予算をつけてくれるとは限らない。国力低下で100年間でここが優先されるはずが無い。何事もタイミングが大事。土石流対策、高潮対策は後の予算でもできる。			8
56							1
57	修繕をしなければならない		下流域民家への風害	安全度を十分に（ア-2）を心配する。			11
58						このアンケートを回答してみてどちらかと言えば“反対”と立場が前面にでているアンケートだと思いました。もっと公平性のあるアンケートをするべきである。	1
59			心配なし				1
60		ホスピス緩和ケア病棟開設		早急に中止。新内海ダムは必要ない。			2
61						住所とダムがかなり離れているので詳しいことは分からない。	3
62							1
63	昔は人口6万余り、現在は3万人。昔は井戸がありダムはなかったが生活は出来た。	小豆島は何と言っても観光、お遍路さんです。町立病院の医師もだんだん止めて医師不足になっている	ビル風、温度上昇、県道。	平成8年～9年に吉田ダム完成ご給水制限は一度もありません。			13
64	現在のサイズと同様でいいのでは？						2
65	今と同サイズで改修する。			自然破壊された場所の再生に金が必要			7

書込み意見

	⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。	5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。	ア. 完成した場合；	イ. 中止した場合；	その他 1	その他 2	意見記入数
66		ダムはいらない					3
67							1
68							1
69					とにかくこれから島では水の需要は将来下降線を辿るにもかかわらず、バカげたものをつくる。余分な水は高松で焼却するのですか？何とか行政に鉄糞を食らわすことは出来ないのか？ 私は反対派の運動員ではないが、彼ら(反対派)には大いに賛同します。本当にこのダムは失望と怒りでいっぱいであつたが、私たちも黙っていたのが悪かつたのですがバカげたものをつくっている。住民はこのような7.5倍もの代物は必要ないと常々思っていたのです。銅かこれからも頑張ってください。 ア－ア－…。ナサケナイ！！		1
70		現在の副町長の住民をバカにした哲学の無い八方美人的態度・政策は百害あって一利なし。		こういったバカげたダムがなくなることは、心から歓迎する。住民は今まで心に思っけても言えなかった。このような調査をしてきて本当にありがたい。心の一端を吐露することが出来た。			6
71			財政負担				1
72							1
73							1
74		少子化対策、逆流口対策	堆積土砂の除却問題	雨水の有効利用（各家庭に貯水施設の助成）、内海ダムの修理			5
75					自然は大切にしたい。景観も大切にしたい。ならば本流サイドに住んでいる人はどうなっても良いのか？51年災害を受けた人は大変であつたが、今一步のところであつた人もいる。現内海ダムが絶対壊れず氾濫しないように対策が打てるならそれでよい。豪雨のときの別当川の横に住んでから、反対しなさい。本質的にはダムには反対ですが。		5
76	何でも良いから対策をしてもらいたい。						7
77	現在の内海ダムを修理のみでよい。	町役場は議員など上層部のみで物事を決めないで欲しい。地縁血縁がひどく、もっと平等に！！	コンクリートの中を吹く風で、夏の熱風、冬の寒さに、人は住めない。	今止めることにより、島は生き返る。			7
78							1
79							1
80							1

書込み意見

	⑨ 現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。	5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に○を付けてください。いくつでも結構です。	ア. 完成した場合；	イ. 中止した場合；	その他 1	その他 2	意見記入数
81							2
82						内海ダムを作るにあたり、詳しい説明のないまま署名を地区で集めて進行。私、個人的には旧ダムの補修だけでよかったと今でも思っている。	4
83	改修だけで、新ダムは要らない。		税金が高くなること				4
84							3
85	早く着手すべきです。	昔からの自然を残しておくことが私たちの使命	味気ない小豆島になってしまう。	中止は大喜びです。			12
86				なし			1
87	欠陥ダムをなぜ作ったか？	東京地区と比べてみてください。					2
88			水道料金が値上がりするのではないか？	破壊したところが元通りにできるかどうか。			3
89							1
90				土砂の後始末			1
91				荒らされた景観修復			1
92							4
93				自然・景観の復旧			1
94							2
95	今のダムの悪い所だけを直せばよい						1
96		水道料金の値上げ					1
97							2
98						もとはと言えば、ダム使用地にかかる人間とかからない人間の「銭がらみ」のいざこざから始まった問題です。大臣が来たり、テレビ等で報道されるたび、本当に恥ずかしくなるのが本音です。反対派の人たちは大変ご苦労やと思いますが、「意地」をはず、穏便に話がまとまることを希望します。「意地」からは良いものが生まれません。角度を変えれば、別の物が見えてくるものやと思います。	1
99				町の発展が後退すると思います。			10
100	現在のダムは小さいので危険は少ない		地震時に危険と思う	工事は税金を使用せずにしてください。(中止せよ)			9
101			人間関係を大切に(賛成、反対)				2
件数	21	27	23	30	12	1	

意見総数

311

2011年1月

小豆島町民の皆さまへ

内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に関するアンケートへのご協力をお願い

国立大学法人・室蘭工業大学大学院公共システム工学専攻
教授 丸山 博

突然のアンケート協力お願いで失礼いたします。

私たちの研究室は公共事業と地域のあり方について研究しております。

私は、徳島県木頭村における細川内ダム計画反対運動を調査し、地域住民の自治的管理が地域環境の持続性を保証するものであるとして『内発的發展と地域社会の可能性』（法律文化社、2006年）を出版しました。その後、アイヌ民族の人口比が世界で最も高い北海道二風谷におけるダム裁判やその上流に計画されている平取ダムについて、ノルウェーのアルタダムとの比較研究を視野に入れながら、先住民族であるアイヌ民族の自己決定権の視点から調査・研究しています。その成果は『先住民族アイヌと日本社会の未来』として2011年9月に出版予定です。

内海ダム再開発事業は、公共事業は本来、住民の理解に基づいて進められることであるにもかかわらず、反対地権者の土地が強制的に収用された（土地収用法の適用）と聞いております。なぜ、土地収用法が適用されなければならなかったのか、町民のみなさんはそのことをどのように受け止められているのかを調べ、上記の研究に活かしたいと思っております。そのため、「小豆島町民の皆さまへのアンケート用紙」を用意いたしました。お忙しいとは存じますが、アンケート用紙に記載されている各質問事項について該当する番号を で囲み、お答えいただくと幸いです。

どうか皆様のご協力をいただけますよう、お願い申し上げます。

なお、このアンケートは無記名としています。記入者のお名前、住所などを書く必要はございませんのでご安心ください。

ご注意：FAX回答以外は「ご協力をお願い」と2枚目の「アンケート用紙」を切り離さないで下さい。

アンケートの回答方法

「小豆島町民の皆さまへのアンケート用紙」に記されている設問に対して、選択される番号を で囲んでください。その他を選択された場合は具体的にご記入ください。

アンケートの送付方法

回答をご記入された「アンケート用紙」を切り離さずに、そのまま同封の封筒に入れて、切手を貼らずに投函いただくか、
ホッチキスを外して、FAXで、表裏にわけて0143-46-5801へ送信いただくことをお願いいたします。

あらかじめのおことわり

必要と判断したときは、この結果をマスコミ等に発表することもありえますので、ご承知おきください。

アンケート依頼先決定方法等

このアンケートは株式会社 仙台食器厨房 データソリューション事業部発行の「電話帳 CSV データ - 市区郡版 - 香川県小豆郡」に記載の小豆島町個人電話帳から、「草壁本町」と「神懸通り」は別当川ぞいなので全戸（691戸）、そのほかは上から10戸おきに479戸を抽出して宛てさせていただきました。総送付戸数は1170戸です。

本アンケートの連絡先：

国立大学法人 室蘭工業大学大学院公共システム工学専攻 教授 丸山 博

電話 0143-46-5817 FAX 0143-46-5801

小豆島町民の皆さまへのアンケート用紙

1：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）が進んでいることをご存知ですか？

- 1 知っている 2 知らない

以下、1 知っている を選択された方へお聞きします。

1 - 2：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）が計画・実施されていることをはじめてお知りになったのは何時ごろですか？

- 1 H10年ごろ 2 H15年ごろ 3 H20年ごろ 4 つい最近

1 - 3：何によってお知りになりましたか？

- ア 新聞・テレビ イ 町や県の広報 ウ 選挙のときの訴え エ 反対派のチラシ
など オ 知人 カ その他： _____

1 - 4：H11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い80%の賛同を得たとしています。あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますか？

- 1 正しいとは思わない 2 分からない 3 正しいと思う

2：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に対して「鳩山前首相の高松の選挙演説での中止発言」や「前原元国交相の知事への見直し要請発言」など、内外から異論が提示されていることをご存知ですか？

- 1 知っている 2 知らない

3：内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に懸かる用地として、香川県は、「同事業に反対して土地の提供を拒んでいる人」に対して、強制的に権利を取得する手続きを行って（土地収用法の適用）事業をすすめていることをご存知でしたか？

- 1 知っている 2 知らない

3 - 2：1 知っている を選択された方へ

香川県が強制的に権利を取得する手続きをとって事業を進めていることをどう思いますか？

- 1 香川県は考え直す方がよい 2 分からない 3 やむを得ない

4 その他： _____

4：「寒霞溪の自然を守る連合会」をはじめとした皆さんの異論について、皆さんのお考えをお聞きします。

このダム計画が寒霞溪の自然と景観を破壊すると共に、権現山の分断や落矢池を湖底に沈めるなど地域の由緒ある自然の破壊は、小豆島の大切な観光資源の喪失をきたします。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない

4 その他： _____

ダム建設によって積み上げられた掘削残土の崩壊・流出、いわし山など地質の悪いところに取り付けた代替道路が引き起こす崩壊・流出などの災害が心配です。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない

4 その他： _____

「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように新内海ダムが必要」としていますが、あの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあつたとしても逃れることは出来ませんでした。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない

4 その他： _____

この地域で必要なのはいわゆる洪水対策ではなく、別当川・西城川と片城川の土石流対策です。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない
4 その他： _____

吉田ダムが完成してからは、小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない
4 その他： _____

町水道課の資料では水道管などからの漏水が15%程度もあります。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることとなります。もし「今、水が足りない」、というのであれば漏水をなくすことが先決です。

- 1 そう思う、2 分からない、3 そうは思わない、4 その他： _____

ダム事業費予算額の範囲だけでも、小豆島町民一人当たり合計1万5千円（町民税：1万円 + 県民税：5千円）近い負担、4人家族の場合はおよそ6万円の負担になります。

（注1：「内海ダム再開発に伴う地元要望」関連費用は含まない）

（注2：この事業では町民の負担金は住民税の一部として徴収されます）

ア：町民一人当たりの負担額について県や町から知らされていますか？

- 1 はい 2 いいえ 3 分からない

イ：知らされている額は

- 1 小豆島町民一人当たり合計1万5千円（1万円：町民+5千円：県民）近い負担
2 ゼロ円（負担なし） 3 その他： _____

香川県は「新内海ダムは高潮対策にもなる」と口頭説明しています。しかし県は、「洪水時に川に流す水の量を少なくできるので、平地部の堤防の高さを上げる必要はない」としているため、新内海ダムは高潮対策にはならない。

- 1 そう思う 2 分からない 3 そうは思わない
4 その他： _____

現在の内海ダムは洪水余水吐きのない欠陥ダムであること、あるいは、地震時に危険と思われるので、早急に改修する必要があります。

- 1 そう思う 2 今のままでよい 3 取り払うのが良い 4 新内海ダムがよい
5 分からない 6 その他： _____

5：小豆島町にとって新内海ダム事業よりも早急な対策が必要と思われる事業があれば、番号に付けてください。いくつでも結構です。

- 1 医療・高齢者対策等の福祉政策 2 陸・海上交通の便の向上と料金値下げ 3 雇用
4 大企業の誘致 5 教育 6 高潮対策 7 観光小豆島にとって大切な自然環境保全
8 やはり新内海ダム
9 その他： _____

6：新内海ダムが完成した場合に心配されること、また、中止した場合に心配されることがあれば、番号に付けてください。いくつでも結構です。

ア．完成した場合； 1 自然・景観破壊、2 盛土崩壊を含めた土石流の発生、3 貯留された水のカビ臭発生、4 下流域井戸への影響、5 その他 _____

イ．中止した場合； 1 洪水災害、2 渇水時の水不足、3 今まで投じた資金が無駄になる、
4、その他 _____

7：集計の関係上、ご記入いただいた方のお住まい地域の選択と、年代のご記入をお願いいたします。

- 1 神懸通り 2 草壁本町 3 旧池田町 4 その他 年齢 _____ 代

小豆島町民の皆様へ

私たちが内海ダム再開発事業に反対しているワケを 聞いていただけないでしょうか。

暑い毎日が続いていますが、皆様には御清祥のことと存じます。

私たちは内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に恐怖と疑問を持ち、事業中止を求めています。しかしながら香川県は私たちの仲間が所有している土地をこの事業に使うとして、土地収用法を適用して「11月22日までに明け渡せ」としました。私たちはそんなことは許せないで、断固闘います。

「小豆島町民の皆さんに私たちの気持ち・考えをご理解いただくことが、この事業を止めることに通じる」と考えます。皆さん、私たちの思い・考えに耳をお貸しください。

私たちが内海ダム再開発事業（新内海ダム建設事業）に反対する理由。

第1：新ダムは私たち流域住民の恐怖です。土石流がダム湖に流入にして大津波（イタリア）

私たちが居住しているところからわずか150mのところからダムが出来るとは、万が一のこと（ダムの崩壊やダム上流からの土石流がダム湖に流入にして大津波がダム堤を乗り越えて私たちを襲うことなど）を考えると不安でいたたまれないのです。ダム堰堤取り付け斜面を削っても岩盤はなかなか出てきませんでした。また、地盤の悪いところでは土石流がダム湖に流入することはよくあることです。

こんなところに今まで以上の水をためるダムを造るなどんでもないことです。

今一番の問題は**ダム建設残土を上流に野積み**していることです。地質の専門家、志岐常正京都大学名誉教授は「この大量の残土が土石流の源になるので撤去を」と指摘されています。私たちは早急に取り除くことを県に求めています。

志岐先生は専門の立場から新内海ダムの安全性に疑問を呈されています。「**安全性を確保するには大幅な事業費増になる**」と警鐘を鳴らされています。私たちは不安を解消するに十分な調査と、それに基づく対策を示していただくことを香川県に求めています。皆様にもご理解いただきたく思います。

第2：寒霞溪の景観が破壊されてしまいます。

私たちの宝である**寒霞溪の景観**が、山の上から見たときも、逆に海の方から見たときも巨大なダム堰堤によって壊れてしまうことです。この損失は観光立町を目指す私たちの町にとって致命的なことになるでしょう。守りついで来た寒霞溪をそのまま未来に引き継ぐのが私たちの役割とっております。

第3：新内海ダムは出来てもまったく役に立ちません。

「昭和51年の別当川の洪水被害が二度と起こることがないように」としています。

皆さんも良くご存知のようにあの洪水被害は西城川からの土石流と、片城川の土石流が引き起こしたもので、新内海ダムがあつたとしても逃れることは出来なかったでしょう。水源連は香川県の流量見積もりは大幅に過大であるとしています。志岐先生も**この地域に必要なのは洪水対策ではなく、西城川と片城川の土石流対策**、と言われていました。実際、**西城川と片城川の土石流対策はまだ不十分です。**

水道が水不足を起こすから、ということも理由に挙げられています。しかし皆さんがご承知のように、吉田ダムが完成してからは小豆島町が水不足のために生活に支障をきたしたことはありません。将来は水洗トイレや洗濯機など益々節水型の機器が普及するので一人当たりの水使用量は減少します。さらに人口は残念ながら減少の一途を辿るとされています。だから、水の使用量は減少するばかりです。簡易水道を統合しても、そのときの給水人口はH18年度のそれを越えないと町は予測しています。**水不足を起こすから、といって新内海ダムを作ってもそこにためた水が使われることはないでしょう。**

町水道課の資料では水道管からの**漏水など行方不明の水が15%程度**のようです。何と1年の間に約2か月分が地下に漏れていることとなります。この無駄をなくすことが先決です。

新内海ダム建設によって地下水が遮断され、下流部で使用している井戸水が使えなくなる恐れもあり

ます。簡易水道が統合されることでこれまで使用していた一部の水源が切り捨てられます。「地震災害時に頼る水源が身近にない」、これでは私たちの命が脅かされてしまいます。

第4：無駄なダムに私たちが大金負担を強いられます。

町のいう「水道事業者負担額は49百万円」には起債返済が含まれていません。

小豆島町民の最終総負担額は一人当たり4.5万円程度、4人家族で18万円程度

国の制度に基づいた私たちの試算結果です。

○ダム建設費用185億円のうち、利水分**8.8億円は水道事業者**（小豆島町）が負担します。国からその1/3が補助され、香川県が約1/3を負担するので、水道事業を運営する小豆島町の負担は残りの1/3です。**49百万円**は水道会計から支出、残りは起債としています。起債返済の半分は交付税で還元されるので小豆島町の実質負担は**約1.7億円**です。起債の返済は水道料金でまかなうのが普通ですが、小豆島町は町の税金でまかなうとしています。小豆島町の人口は1万6千人なので、**1人当たり負担額は1万円を超えます。4人家族なら、4万円をこえます。**

○ダムの建設費用の**治水176.1億円**は、国からの補助と交付税による返還があるので、県の負担額はその約1/4=47.5億円です。先の利水県負担分約3億円と合わせた約50億円が県民としての負担、香川県の人口は約100万人なので**一人当たりは5千円**の負担、残りは国民としての負担です。**一人当たり合計1万5千円（1万円+5千円）、4人家族の場合はおよそ6万円の負担**になります。

ダム事業は完成までに要する経費が当初予算の倍以上に膨れ上がるのが一般的です。新内海ダムの場合も地盤が悪いので安全確保のために建設費が膨れ上がるでしょう。さらに、ほとんどは起債という形の借金なので、利子返済がかさみ総返済額は少なく見ても借入額の1.5倍になります。

これらの要因を考慮すると、**小豆島町民の最終的総負担額は先に記した1万5千円の2倍×1.5倍=3倍程度で、一人当たり4.5万円程度、4人家族で18万円程度**になるでしょう。

第5：平地部の水浸しは高潮起因が多いのに、新内海ダムは高潮対策になりません。

新内海ダムを作っても台風時の**高潮被害防備には役に立ちません**。香川県は新内海ダムを作ると洪水時に川に流す水の量を少なくできるから、平地部の堤防を今以上に嵩上げる必要はない、としています。皆さんの記憶にも新しい2004年台風時は降雨が少なかったのに高潮被害が川伝いに広がりましたね。新内海ダムができてこの状況はまったく改善されません。平地部は上流からの洪水よりも高潮に備えることの方がはるかに必要と思います。

以上から、**無駄なダムに金をかけるのであれば、それを西城川と片城川の土石流対策と高潮対策、そして医療と福祉の充実に使う**方がはるかに小豆島町民のためになると私たちは考えます。

皆 様 へ の お 願 い

皆様、私たちのこの考えを理解いただくために、

- ◇ 私たちの声に耳をお貸してください。
- ◇ 出来れば、団結小屋をのぞいてください。
- ◇ そして皆様のご意見を団結小屋のノートに記してください。
- ◇ あるいは下記あてにFAXまたは郵送でお聞かせください。

どうぞよろしくお願い致します。

2010年9月

寒霞溪の自然を守る連合会

代表 山西克明

〒761-4433 香川県小豆郡小豆島町神懸通1689-2 電話・FAX 0879-82-4634

午前10時から12時までならば、団結小屋で下記の者が持ち回りで待機しております。是非お出かけください。

大橋良一、勝元 稔、佐伯幸男、中井清子、山西克明

内海ダム再開発事業経過 概略

年月日	内 容	
	行政側	住民側
1984年度	予備調査を開始	
1997年度	実施計画調査事業に採択	
1999/10/22	「別当川水系河川整備基本方針」の策定	
2000/10/10	「別当川水系河川整備計画」の策定	
2002年度	建設事業に採択	
2003/7/1	旧内海町と基本協定の締結	
2005/2/17	ダム建設事業全体計画の策定	
2005/2/21	補償基準妥結、用地買収に着手	
2006年度	付替道路工事に着手	
2008/3/19	事業認定申請	
2009/2/6	国交省事業認定告示	
2009/6/30		事業認定取消し訴訟提訴
2009/7/27	収用採決申請	
2009/9/2	ダム建設事業全体計画の変更	
2009/10/26		内海ダム再開発執行停止申立書提出
2009/12/12	前原国交相が現地を視察 香川県に見直しを強く要請	
2009/12/15	ダム本体工事契約	
2010/3/25	国交省、補助金満額予算付け	
2010/7/19		内海ダム現地大勉強会
2010/7/20	収用裁決 明渡し期日を11月22日とする。	
2010/8/20		裁決取り消し求め審査請求
2010/9/9		裁決の取り消しを求める訴訟提訴
2010/9/24		県収用委員会裁決執行停止申し立て
2010/10/29	裁決執行停止申し立てを却下	
2010/11/22	明渡し期日	

訴訟手続等に関する経過 平成23年4月13日現在

行政庁等に対する申立て

審査請求

- 1 国土交通大臣に対する審査請求
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る事業認定の取消決定を求める請求
〔経過〕平成21年3月2日 申立て
現在、国土交通大臣による判断待ち
- 2 国土交通大臣に対する手続停止申立
〔請求の内容〕上記1の審査請求に対する判決が出るまでの間、事業認定を前提とする手続が継続されることの停止を求める申立て
〔経過〕平成21年10月26日 申立て
現在、国土交通大臣による判断待ち

住民監査請求

- 1 香川県知事に対する住民監査請求
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求
〔経過〕平成22年2月15日 申立て
平成22年3月29日 却下決定（住民訴訟提起へ）
- 2 小豆島町長に対する住民監査請求
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の賠償を求める請求
〔経過〕平成22年3月9日 申立て
平成22年4月19日 却下決定（住民訴訟提起へ）

裁判所に対する訴え

取消訴訟

- 1 事業認定処分取消請求訴訟
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る事業認定処分を取消することを求める訴え
〔経過〕平成21年6月30日 高松地方裁判所に訴状提出
3回の口頭弁論、裁判官による現地視察が行われ、現在も訴訟係属中
- 2 執行停止申立
〔請求の内容〕上記1の取消訴訟における判決が確定するまでの間、事業認定を前提とする手続が継続されることの停止を求める申立て
〔経過〕平成21年11月24日 申立て
高松地裁において却下決定が出され、その後、高松高裁に抗告申立を行ったが抗告棄却決定が出され、現在、最高裁に上告中

住民訴訟

- 1 香川県知事に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え
〔経過〕平成22年4月26日 高松地方裁判所に訴状提出
第1回口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中
- 2 小豆島町長に対する公金支出差止め等を求める住民訴訟
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業に係る一切の公金支出等の中止及び既に支出済み事業費相当額の返還を求める訴え
〔経過〕平成22年5月12日 高松地方裁判所に訴状提出
平成22年7月26日に第1回口頭弁論

その他

- 1 所有権保存登記抹消登記手続請求
〔請求の内容〕内海ダム再開発事業によりダム底に沈むこととなる落合池の所有権登記に関し、所有者である落合池水掛の構成員らによる適正な議決を経ることなく旧内海町 国土交通省へと所有権移転した旨の不実の登記がされているため、その抹消を求める訴え
〔経過〕平成21年11月9日 高松地方裁判所に訴状提出
2回の口頭弁論が開かれ、現在も訴訟係属中

収用委員会の手続き

- 〔審理内容〕内海ダム再開発事業に関して起業者から収用または使用の裁決申請があった土地等の確定、損失補償金の額等につき調査、審理を行う
〔経過〕5回の審理手続き、現地調査を経て、平成22年4月20日に結審
平成22年7月20日 収用裁決 明渡し期日を11月22日とした。
平成22年11月22日 明渡期日

協 定 書



(疑 義)

第5条 この協定書に定めない事項で疑義が生じたときは、甲、乙双方が誠意をもって協議決定し処理するものとする。

以上の協定を証するため、本書6通を作成し、甲と乙および立会人として、内海ダム再開発建設促進期成会顧問、会長、内海町議会議長、神懸通自治会総代が記名捺印して、それぞれ1通を保有する。

平成13年 7月26日

内海町（以下「甲」という。）と内海ダム再開発事業地元対策協議会（以下「乙」という。）は別当川総合開発事業・内海ダム再開発（以下「内海ダム再開発」という。）及び内海ダム再開発関連の水道事業（以下「水道事業」という。）に関し、下記のとおり協定を締結する。

記

（内海ダム再開発の同意）

第1条 乙は、甲が協定内容を遵守することを条件に、香川県が行う内海ダム再開発及び内海町が行う水道事業の実施に同意する。

（地元要望への対応）

第2条 甲は、乙の要望事項について誠意をもって協議し、合意を図るものとする。

2 甲は、前項の協議においては、ダム地点地区自治会（北区）等の要望を尊重するものとする。

（協定書の再締結）

第3条 前条の協議により甲、乙間で地元対策等諸要望について最終合意がなされたと同時に協定書を再度締結し、甲が実施すべき具体的事項を明示する。

（内海ダム再開発の工事着手の承認）

第4条 乙は、前条の協定書締結と同時に、甲に対し内海ダム再開発および水道事業の着手について承認する。

甲 内 海 町
町 長 坂 下 一 朗



乙 内海ダム再開発事業地元対策協議会
会 長 平 野 節



内海ダム再開発建設促進期成会
顧 問 岡 田 好 平



内海ダム再開発建設促進期成会
会 長 黒 島 啓



内 海 町 議 会
議 長 浜 口 勇



神 懸 通 自 治 会
総 代 小 川 久 幸



同意書は強制的に採
めた後協定書の内容を承認

この協定の二つを合意し
たので

同意署名のお願い

各 位

内海ダム再開発事業地元対策協議会
会 長 平 野 節



- 1 . 平成13年7月26日に、内海ダム再開発事業について、内海町と対策協議会の間で条件付き協定書が締結されました。
- 2 . **今回の協定書には、地元要望事項について地元と町が合意して初めて工事に着手出来ると明記されております。**
- 3 . この協定書を遵守して内海ダム再開発事業を推進して参りますことに**同意される方は、署名をお願いします。**

協 定 書

内海町(以下「甲」という。)と内海ダム再開発事業地元対策協議会(以下「乙」という。)は別当川総合開発事業・内海ダム再開発(以下「内海ダム再開発」という。)及び内海ダム再開発関連の水道事業(以下「水道事業」という。)に関し、以下のとおり協定を締結する。

記

(地元要望の対応)

第1条 甲は、内海ダム再開発及び水道事業に関する地元対策について、平成15年1月31日に、乙に対して回答した内容を誠実に履行する。

(工事着手の承認)

第2条 乙は、香川県が行う内海ダム再開発及び水道事業の工事着手について承認する。

(疑義)

第3条 この協定書に定めない事項で疑義が生じたときは、甲、乙双方が誠意をもって協議決定し処理するものとする。

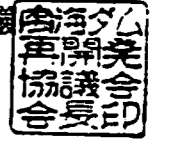
以上の協定を証するため、本書6通を作成し、甲と乙並びに立会人として、内海ダム再開発建設促進期成会顧問、会長、内海町議会議長、神懸通自治会総代が記名捺印して、それぞれ1通を保有する。

平成15年1月31日

甲 内海町 町長 坂下一朗



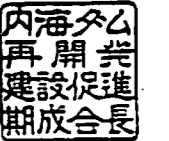
乙 内海ダム再開発事業地元対策協議会 会長 平野節



立会人 内海ダム再開発建設促進期成会 顧問 岡田好平



内海ダム再開発建設促進期成会 会長 黒島啓



内海町議会 議長 浜口勇



神懸通自治会 総代 小川久幸



署名趣意書

私たちは内海ダム再開発事業の早期完成を願って町民有志による「内海ダム再開発事業促進実行委員会」を結成しました。

内海町は山が多く平坦な土地の少ない地形にあり、ひとたび台風などの豪雨に見舞われると災害が発生しやすい条件下にあります。特に最近では、時間雨量100ミリを超える集中豪雨が頻発するなど今後の洪水災害の発生が懸念されます。

このような状況下でありながら、別当川の内海ダムは集水面積の広さに比べ堰堤が極めて小さく洪水調節能力が低いうえにダム本体が老朽化し早くから抜本的な対策が求められてきました。

また一方、離島で水資源に乏しい本町では幾度となく水不足に陥り、その度に町民生活や地域経済は大きな被害や影響を受けてきました。近年、吉田ダムの完成により恒常的な水不足は解消されましたが、最近の異常気象や生活様式の変化にともなう今後の水需要を考えますと水資源の確保は今なお重要な課題であることに間違いありません。

県・町におきましては別当川流域の安全と水資源の安定のため国の補助事業により内海ダム再開発事業に取り組んでいるところであります。

ところが、環境保護を唱える一部の人たちがこれに反対し、立ち木トラストと提携して内海ダム再開発事業を阻止しようとしています。このような行動は「人命は地球より重し」ということを忘れた無責任な行動という他はありません。

私たちはこのような反対に屈することなく、災害から生命財産を守り安全で安心できる町づくりの為に内海ダム再開発事業の早期完成を願って町民総意による署名運動をここに展開する次第であります。

趣意をご理解のうえ一人でも多い皆様の署名をお願いいたします次第であります。

内海ダム再開発事業促進実行委員会

委員長 川 西 寿 一

町民総決起大会に参加しましょう

内海ダム再開発事業が町民の総意によって達成されることを願い、町民一丸となつて総決起大会を開催いたします。一人でも多くのご参加をお願い申し上げます。

日時：平成15年11月16日(日) 午後1時30分～午後3時
場所：内海中学校体育館